

資料 2

茅ヶ崎市地域防災計画 風水害対策計画 新旧対照表（修正素案）

新				旧			
【風水害対策計画】				構成概要 【風水害対策計画】			
構成		名 称	概要	構成		名 称	概要
総則	第1章	略	略	総則	第1章	略	略
風水害予防計画	第2章	災害に強い組織・人づくり	(略) また、4章では、災害時の応急対策活動を有効に機能させるため、応急対策活動の事前対策、各種活動マニュアルの整備等の更なる充実を図り、なかでも <u>避難情報</u> の発令基準の整備、体制の確立、 <u>避難所</u> の開設、避難誘導体制の整備等、安全な避難行動を行える体制を確立することを目的とします。	風水害予防計画	第2章	災害に強い組織・人づくり	(略) また、4章では、災害時の応急対策活動を有効に機能させるため、応急対策活動の事前対策、各種活動マニュアルの整備等の更なる充実を図り、なかでも <u>避難勧告等</u> の発令基準の整備、体制の確立、 <u>早期避難所</u> の開設、避難誘導体制の整備等、安全な避難行動を行える体制を確立することを目的とします。
	第3章	災害に強いまちづくり			第3章	災害に強いまちづくり	
	第4章	平常時の対策			第4章	平常時の対策	
風水害応急対策計画	第5章	災害時の応急対策活動	(略) そのため、適切かつ確実な <u>避難情報</u> を発令し、災害の拡大防止や救助・救急活動等を行い、 <u>避難所</u> の開設や交通確保、ライフラインの応急復旧等、各対策の実施内容等を明記し、各主体が連携した応急対策活動を実施していくことを目的とします。	風水害応急対策計画	第5章	災害時の応急対策活動	(略) そのため、適切かつ確実な <u>避難勧告等</u> を発令し、災害の拡大防止や救助・救急、 <u>消防</u> 活動等を行い、 <u>早期避難所</u> の開設や交通確保、ライフラインの応急復旧等、各対策の実施内容等を明記し、各主体が連携した応急対策活動を実施していくことを目的とします。
	第6章	災害復旧・復興計画	略		第6章	略	略

新	旧
<p>第1章 災害対策の計画的な推進 第3節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 第1 自然的条件 1 地形及び気象 (略) (2) 気象概要 (令和4年) 本市の平均気温は<u>16.5</u>度、4月から9月(暖候期)は平均気温<u>22.5</u>度、10月から3月(寒候期)は<u>10.4</u>度で、最も暑くなった8月が平均気温<u>27.3</u>度、最も寒かった1月が平均気温<u>5.0</u>度でした。 年降水量は、<u>1,488.0</u>mmで特に<u>4月、7月、9月</u>に多く雨が降りました。<u>7月</u>には日最大降雨量<u>78.0</u>mm、時間最大降雨量<u>53.0</u>mmを観測しています。 また、平均風速は1.8m、最大瞬間風速は<u>20.6</u>mでした。 (出典 茅ヶ崎市・寒川町気象情報(茅ヶ崎市消防本部観測所))</p> <p>第2 社会的条件 1 人口※ 本市の人口は、令和〇年〇月〇日現在<u>〇〇〇,〇〇〇人</u>であり、1km²当たりの人口密度は、およそ<u>〇,〇〇〇人</u>です。(※修正時点の直近の数値を反映)</p>	<p>P 4</p> <p>第1章 災害対策の計画的な推進 第3節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 第1 自然的条件 1 地形及び気象 (略) (2) 気象概要 (平成29年) 本市の平均気温は<u>15.9</u>度、4月から9月(暖候期)は平均気温<u>21.9</u>度、10月から3月(寒候期)は<u>9.9</u>度で、最も暑くなった8月が平均気温<u>26.5</u>度、最も寒かった1月が平均気温<u>6.5</u>度でした。 年降水量は、<u>1,446.5</u>mmで特に<u>8月から10月</u>に多く雨が降りました。<u>10月</u>には日最大降雨量<u>101.5</u>mm、<u>8月には</u>時間最大降雨量<u>41.5</u>mmを観測しています。 また、平均風速は1.8m、最大瞬間風速は<u>33.1</u>mでした。 (出典 茅ヶ崎市・寒川町気象情報(茅ヶ崎市消防本部観測所))</p> <p>第2 社会的条件 1 人口 本市の人口は、令和4年2月1日現在<u>243,799人</u>であり、1km²当たりの人口密度は、およそ<u>6,829.1人</u>です。</p>
<p>第1章 災害対策の計画的な推進 第4節 計画の推進主体とその役割 (略) 第2 洪水予報河川 (略) 3 水位周知下水道 (略) 水位周知下水道の指定は公共下水道等の排水施設等の名称等を神奈川県水防計画に規定することにより行うこととします。令和<u>5</u>年6月1日現在、指定はありません。</p>	<p>P 6</p> <p>第1章 災害対策の計画的な推進 第4節 計画の推進主体とその役割 (略) 第2 洪水予報河川 (略) 3 水位周知下水道 (略) 水位周知下水道の指定は公共下水道等の排水施設等の名称等を神奈川県水防計画に規定することにより行うこととします。令和<u>3</u>年6月1日現在、指定はありません。</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>第3 浸水想定</p> <p>1 洪水浸水想定区域の指定</p> <p>(略) この法に基づく、本市に関わる洪水浸水想定区域の指定状況は次のとおりです。</p> <p>(略)</p> <p>2 雨水出水浸水想定区域の指定</p> <p>(略) 令和5年6月1日現在、指定はありません。</p> <p>3 高潮浸水想定区域の指定</p> <p>(略) この法に基づく、本市に関わる高潮浸水想定区域の指定状況は次のとおりです。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第3 浸水想定</p> <p>1 洪水浸水想定区域の指定</p> <p>(略) 令和3年6月1日現在、本市に関わる洪水浸水想定区域の指定状況は次のとおりです。</p> <p>(略)</p> <p>2 雨水出水浸水想定区域の指定</p> <p>(略) 令和3年6月1日現在、指定はありません。</p> <p>3 高潮浸水想定区域の指定</p> <p>(略) 令和3年6月1日現在、本市に関わる高潮浸水想定区域の指定状況は次のとおりです。</p> <p>(略)</p>
<p>第1章 災害対策の計画的な推進</p> <p>第5節 計画の推進主体とその役割</p> <p>(略)</p> <p>第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p>(1) 農林水産省関東農政局神奈川県拠点 ア 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること</p> <p>(略)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 総務省関東総合通信局 ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営</p> <p>イ 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援</p> <p>ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し</p>	<p>P 2 5</p> <p>第1章 災害対策の計画的な推進</p> <p>第5節 計画の推進主体とその役割</p> <p>(略)</p> <p>第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p>(1) 農林水産省関東農政局神奈川県拠点 ア 農業関係の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること</p> <p>(略)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 総務省関東総合通信局 ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること</p> <p>イ 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）の派遣に関すること</p> <p>ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関する</p>

新	旧
<p>エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施 オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供</p> <p>(4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略</p> <p>2 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 東京ガスネットワーク株式会社 (5) 日本赤十字社神奈川県支部 ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略 オ 略 カ その他応急対応に必要な業務</p>	<p>ること</p> <p>エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること</p> <p>(4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略</p> <p>2 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 東京ガスグループ (5) 日本赤十字社神奈川県支部 ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略 オ 略 カ その他災害救護に必要な業務</p>
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第2節 防災知識の普及・啓発 (略)</p> <p>第2 自主防災組織に対する防災知識の普及・啓発 くらし安心部、消防本部</p> <p>1 略 2 略 3 略</p>	<p>P 4 0</p> <p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第2節 防災知識の普及・啓発 (略)</p> <p>第2 自主防災組織に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部、消防本部</p> <p>1 略 2 略 3 略</p>

新	旧
<p>4 自主防災組織活動の共有</p> <p><u>市は、自主防災組織の活動事例を集約し、紙面やホームページなどにより個々の団体の取り組みを周知・共有することで、同様の課題を有する団体の課題解決を側面から支援し、自主防災組織が相互に活動を高めていけるような環境を構築します。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4 園児、児童、生徒に対する防災知識の普及・啓発 くらし安心部、こども育成部、消防本部、消防団、教育総務部</p> <p>(略)</p> <p>2 防災教育の推進</p> <p>保育園、幼稚園、学校等は、災害を想定した避難訓練を実施する等、災害発生時に適切な行動がとれるよう防災教育の充実を図ります。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めます。</p> <p>また、市は、<u>学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進や教職員等に対する防災研修会等を開催する等、防災教育の充実を図ります。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第4 園児、児童、生徒に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部、こども育成部、消防本部、教育推進部</p> <p>(略)</p> <p>2 防災教育の推進</p> <p>保育園、幼稚園、学校等は、災害を想定した避難訓練を実施する等、災害発生時に適切な行動がとれるよう防災教育の充実を図ります。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めます。</p> <p>また、市は、教職員等に対する防災研修会等を開催する等、防災教育の充実を図ります。</p> <p>(略)</p>
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり</p> <p>第3節 災害への備え</p> <p>(略)</p> <p>第1 風水害への備え くらし安心部</p> <p>(略)</p> <p>3 避難時の注意点</p> <p>(略)</p> <p>(1) 歩行可能な水深の目安は約50cm。水の流れが速いときは20cmでも危険となるため、危険と判断した時は、無理をせず高所に避難すること。</p> <p>(略)</p>	<p>P 4 3</p> <p>第2章 災害に強い組織・人づくり</p> <p>第3節 災害への備え</p> <p>(略)</p> <p>第1 風水害への備え 市民安全部</p> <p>(略)</p> <p>3 避難時の注意点</p> <p>(略)</p> <p>(1) 歩行可能な水深の目安は約50cm。水の流れが速いときは20cmでも危険となるため、危険と判断した時は、無理をせず高所で避難を待つこと。</p> <p>(略)</p>

新	旧
第2章 災害に強い組織・人づくり 第4節 地域防災力の強化 (略) 【現状】 ○市には、現在1消防団本部と22分団(定員427人)が組織され、4地区(茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出)に分かれて活動を行っています。(令和5年4月1日現在) ○市内には、令和5年4月現在、135自主防災組織が結成され、各組織では、防災訓練の企画、実施、活動に必要な資機材の整備、活動マニュアルの作成等に取り組んでおり、市は、その活動を支援しています。 ○市は、平成13年度より、地域防災の担い手となる防災リーダーの養成研修を実施しており、令和5年2月現在、2,616名(うち女性761名)の防災リーダーが自主防災組織等で活動しています。 (略) 第2 自主防災組織の育成 くらし安心部、自主防災組織 (略) 2 自主防災組織に対する支援 (略) (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 補助金の交付 市は、自主防災組織が行う防災訓練や防災資機材の整備等に対し、茅ヶ崎市 <u>くらし安心部</u> 防災対策課所管に係る補助金交付要綱に基づき、補助金を交付します。 (略) 第3 自主防災組織の活動 くらし安心部、自主防災組織 (略) 2 災害時の主な活動 (略) (1) (略)	P 4 6 第2章 災害に強い組織・人づくり 第4節 地域防災力の強化 (略) 【現状】 ○市には、現在1消防団本部と22個分団が組織され、定員の427人が4地区(茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出)に分かれて活動を行っています。(平成30年4月1日現在) ○市内には、令和3年4月現在、135自主防災組織が結成され、各組織では、防災訓練の企画、実施、活動に必要な資機材の整備、活動マニュアルの作成等に取り組んでおり、市は、その活動を支援しています。 ○市は、平成13年度より、地域防災の担い手となる防災リーダーの養成研修を実施しており、令和2年2月現在、2,420名(うち女性706名)の防災リーダーが自主防災組織等で活動しています。 (略) 第2 自主防災組織の育成 市民安全部、自主防災組織 (略) 2 自主防災組織に対する支援 (略) (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 補助金の交付 市は、自主防災組織が行う防災訓練や防災資機材の整備等に対し、茅ヶ崎市 <u>市民安全部</u> 防災対策課所管に係る補助金交付要綱に基づき、補助金を交付します。 (略) 第3 自主防災組織の活動 総務部、市民安全部、自主防災組織 (略) 2 災害時の主な活動 (略) (1) (略)

新	旧
<p>また、自主防災組織は、地域内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、<u>地区防災拠点</u>へ情報を報告するとともに、市や防災関係機関の提供する情報を地域に伝達して、的確な応急対策活動を実施します。</p> <p>(略)</p>	<p>また、自主防災組織は、地域内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、<u>避難所（早期避難所及び災害の状況に応じ開設する避難所）</u>へ情報を報告するとともに、市や防災関係機関の提供する情報を地域に伝達して、的確な応急対策活動を実施します。</p> <p>(略)</p>
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第5節 地域における要配慮者への支援体制 (略) 第2 避難行動要支援者支援制度の確立 くらし安心部、福祉部 (略)</p> <p>1 避難行動要支援者名簿の作成 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成します。<u>なお、作成に際してはデジタル技術を活用するよう検討します。</u> (略)</p> <p>2 個別避難計画の作成 市は、避難行動要支援者の同意が得られない場合を除き、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画（「個別避難計画」）の作成に努めます。また、個別避難計画の作成にあたっては、地域におけるハザードの状況や対象者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度、居住実態等を考慮し、優先度の高い対象者から順に進めます。 (略)</p> <p>3 避難行動要支援者の情報の把握及び管理 市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成にあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を必要な範囲で集約します。 また、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市はその把握に努め、名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ取り決め、名簿情報を最</p>	<p>P 5 1 第2章 災害に強い組織・人づくり 第5節 地域における要配慮者への支援体制 (略) 第2 避難行動要支援者支援制度の確立 市民安全部、福祉部 (略)</p> <p>1 避難行動要支援者名簿の作成 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成します。</p> <p>(略)</p> <p>2 個別避難計画の作成 市は、避難行動要支援者の同意が得られない場合を除き、避難支援等関係者<u>や福祉事業者</u>と連携し、避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画（「個別避難計画」）の作成に努めます。また、個別避難計画の作成にあたっては、地域におけるハザードの状況や対象者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度、居住実態等を考慮し、優先度の高い対象者から順に進めます。 (略)</p> <p>3 避難行動要支援者の情報の把握及び管理 市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成にあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を必要な範囲で集約します。 また、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市はその把握に努め、名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ取り決め、名簿情報を最</p>

新	旧
<p>新の状態に保つように努めます。</p> <p>なお、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、個人情報の保護に関する法律や<u>関係法令等</u>に留意し、目的外の利用、又は盗難若しくは外部への漏えいをしないよう適切な措置を講じます。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報の利用及び提供</p> <p>(略)</p> <p>(避難支援等関係者)</p> <p>①消防機関 ②警察 ③自治会 ④自主防災組織 ⑤民生委員児童委員 ⑥地域包括支援センター ⑦個別避難計画の作成に関する福祉事業者</p> <p>(略)</p>	<p>新の状態に保つように努めます。</p> <p>なお、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、個人情報の保護に関する法律や<u>茅ヶ崎市個人情報保護条例</u>に留意し、目的外の利用、又は盗難若しくは外部への漏えいをしないよう適切な措置を講じます。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報の利用及び提供</p> <p>(略)</p> <p>(避難支援等関係者)</p> <p>①消防機関 ②警察 ③自治会 ④自主防災組織 ⑤民生委員児童委員 ⑥地域包括支援センター</p> <p>(略)</p>
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり</p> <p>第6節 防災訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>第3 災害対策本部運営訓練 経営総務部、くらし安心部</p> <p>1 略</p> <p>2 市は、災害に係る情報の集約・分析、災害対策本部活動の活動方針の策定等、統括調整部による本部員会議の意思決定補佐や統括調整部と各部の総合調整などを適切に実施できることを目標とした図上訓練等を実施します。<u>なお、図上訓練では、市の実情に基づいた最悪事態の想定等を付与した上で、統括調整部及び各部局の対応や関係者間の連絡・調整機能を検証しつつ、発災前の時点から可能な限りの備えを整え、防災対策の基本的理念である被害の最小化と迅速な回復を図れるよう訓練を実施します。</u></p>	<p>P 5 4</p> <p>第2章 災害に強い組織・人づくり</p> <p>第6節 防災訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>第3 災害対策本部運営訓練 総務部、市民安全部</p> <p>1 略</p> <p>2 市は、災害に係る情報の集約・分析、災害対策本部活動の活動方針の策定等、統括調整部が本部員会議の意思決定機能を適切に補佐することを目的とした図上訓練等を実施します。</p>
<p>第3章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 防災空間の確保</p> <p>(略)</p> <p>第1 防災空間の確保 くらし安心部、経済部、都市部、建設部、下水道河川部</p> <p>(略)</p>	<p>P 5 9</p> <p>第3章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 防災空間の確保</p> <p>(略)</p> <p>第1 防災空間の確保 市民安全部、経済部、都市部、建設部、下水道河川部</p> <p>(略)</p>

新			旧		
2 防災空間の整備			2 防災空間の整備		
(略)			(略)		
防 災 拠 点	行政拠点	略 市庁舎、 <u>保健所</u> 、支所等	防 災 拠 点	行政拠点	略 市庁舎、支所等
	地区防災拠点	略		地区防災拠点	略
	物資拠点	略 市の備蓄倉庫、 <u>茅ヶ崎公園野球場</u> 、(株)茅ヶ崎青果地方卸売市場、その他物資の集積を行う場所		物資拠点	略 市の備蓄倉庫、 <u>総合体育館</u> 、(株)茅ヶ崎青果地方卸売市場、その他物資の集積を行う場所
	活動拠点	略 略		活動拠点	略 略
	医療拠点	略		医療拠点	略
	(略)	(略)		(略)	(略)
第2 避難場所等の指定 <u>くらし安心部、市民部、経済部、文化スポーツ部、福祉部、教育総務部、教育推進部</u>			第2 避難場所等の指定 <u>総務部、市民安全部、文化生涯学習部、福祉部、教育総務部</u>		
(略)			(略)		
2 指定避難所の指定			2 指定避難所の指定		
(1) 指定一般避難所			市長は、災害対策基本法第49条の7に基づく指定一般避難所について、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した際に、被災者が一定期間滞在し避難生活を送る施設として、同法施行令第20条の6 第1号から第4号までを踏まえ次の基準を満たす施設を指定します。		
(略)			市長は、災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所について、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した際に、被災者が一定期間滞在し避難生活を送る施設として、同法施行令第20条の6 第1号から第5号までに定める基準に適合する施設を指定します。		
(2) 指定福祉避難所			(新設)		
<u>市長は、災害対策基本法第49条の7に基づき、指定一般避難所等での生活が困難な障がい者や高齢者等の要配慮者を受入れる施設として、同法施行令第20条の6 第1号から第5号までに定める基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定することを推進します。なお、指定福祉避難場所の指定に向けた設備整備にあたっては緊急防災・減災事業債を活用するなど、機能強化を図ります。</u>			(略)		

新	旧
<p>3 その他の避難所等の確保 (削除)</p> <p><u>(1) 福祉避難所</u> 市は、指定避難所での生活が困難な障がい者や高齢者等の要配慮者のため、施設がバリアフリー化されているなど要配慮者の利用に適している社会福祉施設等を福祉避難所として使用<u>できるよう</u>、社会福祉施設等との協定締結を進めるとともに、必要な防災用備蓄資機材等の整備に努めます。</p> <p><u>(2) 帰宅困難者一時滞在施設</u> (略)</p> <p><u>(3) 2次避難所（施設）等</u> (略)</p>	<p>3 その他の避難所等の確保 <u>(1) 早期避難所</u> <u>市は、台風等により大雨等が予測される際に、公立小中学校に先立ち、市役所、小出支所、公民館、ハマミーナ等を早期避難所として開設します。</u></p> <p><u>(2) 福祉避難所</u> 市は、指定避難所での生活が困難な障がい者や高齢者等の要配慮者のため、施設がバリアフリー化されているなど要配慮者の利用に適している社会福祉施設等を福祉避難所として使用<u>します</u>。 <u>市は、福祉避難所を確保するため、社会福祉施設等との協定締結を進めるとともに、必要な防災用備蓄資機材等の整備に努めます。</u></p> <p><u>(3) 帰宅困難者一時滞在施設</u> (略)</p> <p><u>(4) 2次避難所（施設）等</u> (略)</p>
<p>第4 造成地の災害防止 経済部、都市部</p> <p><u>宅地や農地、森林等を対象とした盛土造成地は、盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき県と連携して対応します。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第4 造成地の災害防止 都市部</p> <p><u>造成地に発生する災害の防止は、都市計画法において規定されている開発許可等の審査及び当該工事の施工に対する指導、監督を通して行います。</u></p> <p>(略)</p>
<p>第3章 災害に強いまちづくり</p> <p>第5節 事前復興対策 (略)</p> <p>第1 復興事前準備の推進 都市部</p> <p>市は、<u>被害の最小化と早期復興を実現するため</u>、事前復興の必要性を重視し、計画的に復興まちづくりを進め、災害発生直後にあっても、できる限り円滑な復興対策を実施できるよう、事前復興対策に取り組みます。</p> <p>なお、<u>風水害、特殊災害の事前復興対策は</u>、地震災害対策計画第3章第7</p>	<p>P 6 9</p> <p>第3章 災害に強いまちづくり</p> <p>第5節 事前復興対策 (略)</p> <p>第1 事前復興対策 都市部</p> <p>市は、<u>被災した市民が1日も早く平常の生活を再開できるよう</u>、事前復興の必要性を重視し、計画的に復興まちづくりを進め、災害発生直後にあっても、できる限り円滑な復興対策を実施できるよう、事前復興対策に取り組みます。</p> <p>なお、<u>事前復興対策においては</u>、地震災害対策計画第3章第7節「事前復</p>

新	旧																																												
<p>節「事前復興対策」に位置付ける「<u>復興事前準備の推進</u>」を参考にします。</p> <p>1 事前復興計画の策定 (略) そのため、災害時に速やかに復興計画を策定するための事前対策として、<u>被災後の混乱した状況下においても、市職員が円滑に復興業務を行えるようマニュアル整備を進める他、市民や市民団体、企業等の意見を踏まえながら、事前に準備しておくべき事項を整理し、事前復興計画の策定に取り組みます。</u> (略)</p>	<p>興対策」に位置付ける「<u>震災復興対策マニュアルの策定</u>」にあわせて風水害や火山災害等の特殊災害における復興対策マニュアルについて検証を図ります。</p> <p>1 事前復興対策 (略) そのため、災害時に速やかに復興計画を策定するための事前対策として、市民や市民団体、企業等の意見を踏まえながら、事前に準備しておくべき事項を整理し、復興対策マニュアルの策定及び検証を進めます。 (略)</p>																																												
<p>第4章 平常時の対策 第2節 水防対策 (略)</p> <p>第2 重要水防区域 くらし安心部、下水道河川部、消防本部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所</p> <p>1 重要水防区域 市内の河川のうち、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域及び箇所を重要水防区域として定めています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">管理者名</th> <th rowspan="2">管理延長</th> <th colspan="2">重要水防区域</th> </tr> <tr> <th>箇所</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相模川</td> <td>国土交通省</td> <td>6. 60km</td> <td><u>36</u></td> <td><u>4, 392m</u></td> </tr> <tr> <td>小出川</td> <td>神奈川県</td> <td>11. 25km</td> <td><u>7</u></td> <td><u>8, 930m</u></td> </tr> <tr> <td>千の川</td> <td>神奈川県</td> <td>1. 70km</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	管理者名	管理延長	重要水防区域		箇所	延長	相模川	国土交通省	6. 60km	<u>36</u>	<u>4, 392m</u>	小出川	神奈川県	11. 25km	<u>7</u>	<u>8, 930m</u>	千の川	神奈川県	1. 70km	-	-	<p>P 7 5</p> <p>第4章 平常時の対策 第2節 水防対策 (略)</p> <p>第2 重要水防区域 市民安全部、下水道河川部、消防本部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所</p> <p>1 重要水防区域 市内の河川のうち、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域及び箇所を重要水防区域として定めています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">管理者名</th> <th rowspan="2">管理延長</th> <th colspan="2">重要水防区域</th> </tr> <tr> <th>箇所</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相模川</td> <td>国土交通省</td> <td>6. 60km</td> <td><u>28</u></td> <td><u>4, 436m</u></td> </tr> <tr> <td>小出川</td> <td>神奈川県</td> <td>11. 25km</td> <td><u>12</u></td> <td><u>10, 170m</u></td> </tr> <tr> <td>千の川</td> <td>神奈川県</td> <td>1. 70km</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	管理者名	管理延長	重要水防区域		箇所	延長	相模川	国土交通省	6. 60km	<u>28</u>	<u>4, 436m</u>	小出川	神奈川県	11. 25km	<u>12</u>	<u>10, 170m</u>	千の川	神奈川県	1. 70km	-	-
河川名				管理者名	管理延長	重要水防区域																																							
	箇所	延長																																											
相模川	国土交通省	6. 60km	<u>36</u>	<u>4, 392m</u>																																									
小出川	神奈川県	11. 25km	<u>7</u>	<u>8, 930m</u>																																									
千の川	神奈川県	1. 70km	-	-																																									
河川名	管理者名	管理延長	重要水防区域																																										
			箇所	延長																																									
相模川	国土交通省	6. 60km	<u>28</u>	<u>4, 436m</u>																																									
小出川	神奈川県	11. 25km	<u>12</u>	<u>10, 170m</u>																																									
千の川	神奈川県	1. 70km	-	-																																									
<p>出典 「令和<u>5</u>年度 洪水対策計画書（多摩川・鶴見川・相模川）（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所）」、「令和<u>5</u>年度神奈川県水防計画（神奈川県）」 (略)</p> <p>第4 水防警報、洪水予報河川、水位周知河川 くらし安心部、下水道河川部、</p>	<p>出典 「令和<u>3</u>年度 洪水対策計画書（多摩川・鶴見川・相模川）（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所）」、「令和<u>3</u>年度神奈川県水防計画（神奈川県）」 (略)</p> <p>第4 水防警報、洪水予報河川、水位周知河川 市民安全部、下水道河川部、消</p>																																												

新	旧																
<p>消防本部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所 (略)</p> <p>3 國土交通大臣、知事が水防警報を行う河川、海岸 (略) (3) 知事が水防警報を行う海岸 (茅ヶ崎市域関連抜粋) (略) (1)～(3)出典「令和<u>5</u>年度 神奈川県水防計画」</p> <p>4 洪水予報河川、水位周知河川 (略) (1)、(2)出典「令和<u>5</u>年度 神奈川県水防計画」 (略)</p>	<p>防本部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所 (略)</p> <p>3 國土交通大臣、知事が水防警報を行う河川、海岸 (略) (3) 知事が水防警報を行う海岸 (茅ヶ崎市域関連抜粋) (略) (1)～(3)出典「令和<u>3</u>年度 神奈川県水防計画」</p> <p>4 洪水予報河川、水位周知河川 (略) (1)、(2)出典「令和<u>3</u>年度 神奈川県水防計画」 (略)</p>																
<p>第4章 平常時の対策 第3節 災害情報受伝達体制の充実 (略)</p> <p>第1 防災気象情報等の受理伝達 横浜地方気象台、くらし安心部、消防本部 (略)</p> <p>3 特別警報・警報・注意報 (略) (6) 特別警報・警報・注意報発表基準一覧 (令和<u>4年11月24日</u>現在) ア 略 イ 警報・注意報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">警報</td> <td style="width: 25%;">大雨 (浸水害) (土砂災害)</td> <td style="width: 25%;">表面雨量指数※1 土壤雨量指数※2</td> <td style="width: 25%;">15 <u>115</u></td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>大雨</td> <td>表面雨量指数 土壤雨量指数基準</td> <td>11 <u>83</u></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>4 キキクル (大雨警報・洪水予報の危険度分布) 等 (1) 土砂キキクル (大雨情報 (土砂災害) の危険度分布) (略)</p>	警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数※1 土壤雨量指数※2	15 <u>115</u>	注意報	大雨	表面雨量指数 土壤雨量指数基準	11 <u>83</u>	<p>P 7 9</p> <p>第4章 平常時の対策 第3節 災害情報受伝達体制の充実 (略)</p> <p>第1 防災気象情報等の受理伝達 横浜地方気象台、市民安全部、消防本部 (略)</p> <p>3 特別警報・警報・注意報 (略) (6) 特別警報・警報・注意報発表基準一覧 (令和<u>2年8月6日</u>現在) ア 略 イ 警報・注意報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">警報</td> <td style="width: 25%;">大雨 (浸水害) (土砂災害)</td> <td style="width: 25%;">表面雨量指数※1 土壤雨量指数※2</td> <td style="width: 25%;">15 <u>159</u></td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>大雨</td> <td>表面雨量指数 土壤雨量指数基準</td> <td>11 <u>103</u></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>4 キキクル (大雨警報・洪水予報の危険度分布) 等 (1) 土砂キキクル (大雨情報 (土砂災害) の危険度分布) (略)</p>	警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数※1 土壤雨量指数※2	15 <u>159</u>	注意報	大雨	表面雨量指数 土壤雨量指数基準	11 <u>103</u>
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数※1 土壤雨量指数※2	15 <u>115</u>														
注意報	大雨	表面雨量指数 土壤雨量指数基準	11 <u>83</u>														
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数※1 土壤雨量指数※2	15 <u>159</u>														
注意報	大雨	表面雨量指数 土壤雨量指数基準	11 <u>103</u>														

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があるため、直ちに身の安全の確保が必要とされる警戒レベル5に相当します。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。 <p>(2) 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があるため、直ちに身の安全の確保が必要とされる警戒レベル5に相当します。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。 <p>(略)</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 記録的短時間大雨情報</p> <p>神奈川県内で大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解析雨量）したりしたときに、気象庁が発表します。</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 火災気象通報</p> <p>火災気象通報は、消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに横浜地方気象台が神奈川県知事に対して通報し、神奈川県を通じて市に伝達されます。市長は、県からの火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、状況を勘案して火災警報を発令します。</p> <p>第2 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 略</p> <p>第5 略</p>	<p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。 <p>(2) 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。 <p>(略)</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 記録的短時間大雨情報</p> <p>神奈川県内で大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解析雨量）したりしたときに、気象庁が発表します。</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 火災気象通報</p> <p>消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに横浜地方気象台が神奈川県知事に対して通報し、神奈川県を通じて市に伝達されます。</p> <p>第2 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 略</p> <p>第5 略</p>

新	旧
第6 通信手段の整備や連携体制の構築 くらし安心部、消防本部、消防団 <p>市は、災害時に効果的な通信手段を確保するため、地域防災無線（防災用MCA無線）、消防救急無線、衛星電話等の更なる整備を進め、平常時からその取扱訓練や点検を実施<u>することで、連携体制の構築を図ります。</u></p>	第6 通信手段の確保 市民安全部、消防本部、消防団 <p>市は、災害時に効果的な通信手段を確保するため、地域防災無線（防災用MCA無線）、消防救急無線、衛星電話等の更なる整備を進め、平常時からその取扱訓練や点検を実施<u>します。</u></p>
第4章 平常時の対策 第4節 避難対策 (略) 第3 避難計画等 各部、防災関係機関、自主防災組織 1 タイムライン（防災行動計画）の作成 <p>市は、災害の発生を前提に、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画である庁内版タイムラインに基づき、予防対策を<u>進めるとともに、発災を見据えた応急対策の準備を進めます。また、これらの対策が実行できるよう防災関係機関及び自主防災組織と連携するなど、体制の充実を図ります。</u> <u>このほか、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めます。</u></p> (略) 第5 避難所開設に関する周知 くらし安心部 (削除) 1 警戒レベルを踏まえた避難所開設	P 8 7 第4章 平常時の対策 第4節 避難対策 (略) 第3 避難計画等 各部、防災関係機関、自主防災組織 1 タイムライン（防災行動計画）の作成 <p>市は、災害の発生を前提に、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画である庁内版タイムラインに基づき、予防対策を進めます。また、防災関係機関及び自主防災組織と連携して対策が実行できるよう<u>予防対策の充実を図ります。</u></p> (略) 第5 避難所の整備 総務部、市民安全部、福祉部、教育総務部、教育推進部 <p>市は、公立小・中学校32校の地区防災拠点の他に、風水害対策に係る早期避難所として、市役所、小出支所、公民館（5館）、萩園ケアセンターを開設します。</p> <p>また、市は、要配慮者等、避難生活の長期化や負担軽減を目的に、社会福祉施設等と福祉避難所に係る協定を締結しています。</p> <p>市は、風水害等の発生に備え、早期避難所の拡充を図るとともに、迅速かつ円滑な避難所の開設に向け、情報の受伝達体制や各種資機材等の更なる整備に努めます。</p> <p>また、市は、高齢者や障がい者等の利用を考慮し、施設のバリアフリー化を推進します。</p> (新設)

新	旧
<p>市は、避難所の開設にあたり、避難者の安全を確保するため、次のような考え方で避難所を順次開設します。</p> <p>(1) 気象情報などから市内で発生する恐れのある最悪の災害事態を予測し、それを踏まえた想定避難者数などから、必要に応じた浸水想定区域外等の災害リスクの低い地域に避難所を開設します。各避難所の開設は、原則として「高齢者等避難」及び「避難指示」の発令に連動して開設しますが、自主避難者の便宜を図るため、「高齢者等避難」や「避難指示」など避難情報の発令に先立ち、一部の避難所の開設を検討します。</p> <p>(2) 市は災害発生が予測される区域内の居住者の「逃げ遅れゼロ」を目指し、様々な情報提供や働きかけを行いますが、様々な事情から立ち退き避難の機会を失した居住者の緊急安全確保を図るため、災害リスクのある区域にある避難所を緊急避難場所として開設します。なお、緊急避難場所の開設に際しては職員を配備することとなります。洪水等が発生した場合、避難した方だけでなく、従事する職員も浸水による被害や孤立するおそれがあります。こうした状況を踏まえ、市は配備される職員に対し、自身の身の安全を確保しながら、災害対応業務に従事することについて指導します。</p> <p>2 避難行動の周知</p> <p>警戒レベルを踏まえた避難所開設に基づき、浸水想定区域外への避難及び早めの避難行動に関する周知に努めます。なお、緊急避難場所への避難については、浸水等により避難先が孤立すると、救助の必要性が生じた際に迅速な救助活動に支障が生じるなど、浸水想定区域内等での避難行動に関してリスクがあることを住民に周知します。</p> <p>第6 避難所運営体制の強化 くらし安心部、文化スポーツ部、保健所、配備職員、自主防災組織</p> <p>1 避難所運営体制の強化</p> <p>大規模な災害発生時には、家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が不可能な被災者が多数発生するため、避難所での長期間にわたる共同生活が必要な事態となることが想定されます。そのため、市は、災害対策地区防災拠点打合会を開催し、自主防災組織、配備職員及び学校職員等の関係者で、避難所となる施設の把握、防災備蓄倉庫の防災用資機材の確認、避難所運営の基本的な考え方等、避難所の開設、運営に係る基本的事項を確認します。</p>	<p>(新設)</p> <p>第6 避難所運営体制の強化 市民安全部、文化生涯学習部、保健所、配備職員、自主防災組織</p> <p>1 避難所運営体制の強化</p> <p>大規模な災害発生時には、家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が不可能な被災者が多数発生するため、避難所での長期間にわたる共同生活が必要な事態となることが想定されます。そのため、市は、災害対策地区防災拠点打合会を開催し、自主防災組織、配備職員及び学校職員等の関係者で、避難所となる施設の把握、防災備蓄倉庫の防災用資機材の確認、避難所運営の基本的な考え方等、避難所の開設、運営に係る基本的事項を確認します。</p>

新	旧
<p>認めます。</p> <p><u>このほか、指定避難所等の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する防災リーダーの確保・養成に努めます。</u></p>	
<p>第7 防災用資機材の整備 くらし安心部、自主防災組織</p> <p>市は、避難所の整備を図るため、防災資機材等の備蓄を進め、自主防災組織は、防災活動に必要な防災資機材等の備蓄を進めます。<u>市は、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めます。</u></p> <p>また、市は、要配慮者や女性が避難生活の負担を軽減できるよう、多様な生活必需物資等の備蓄に努めます。</p>	<p>第7 防災用資機材の整備 市民安全部、自主防災組織</p> <p>市は、避難所の整備を図るため、防災資機材等の備蓄を進め、自主防災組織は、防災活動に必要な防災資機材等の備蓄を進めます。</p> <p>また、市は、要配慮者や女性が避難生活の負担を軽減できるよう、多様な生活必需物資等の備蓄に努めます。</p>
<p>第8 要配慮者の避難対策 くらし安心部、文化スポーツ部、福祉部、こども育成部、消防本部、保健所、教育総務部、教育推進部、要配慮者利用施設、配備職員、自主防災組織</p> <p>(略)</p> <p>6 障がい及び高齢者等への対応</p> <p>市は、<u>指定一般避難所等での生活が困難な障がい者や高齢者等を受入れる施設として、指定福祉避難所の指定を推進するとともに、社会福祉施設等と障がい者、高齢者等の避難者の受入れに関する協定を締結し、福祉避難所の確保を図ります。</u></p> <p>市は、福祉避難所の防災機能の整備を図るため、障がい者及び高齢者等に配慮した防災資機材の備蓄に努めます。<u>また、停電時の電源確保を図るために、蓄電池等の整備に努めます。</u>また、災害時の連絡手段として、地域防災無線（防災用MCA無線）を整備するとともに、災害時に有効活用できるよう日頃から通信訓練を実施します。</p> <p>(略)</p> <p>第9 要配慮者利用施設における安全確保 くらし安心部、要配慮者利用施設所管部、要配慮者利用施設</p> <p>3 避難確保計画の作成等に係る支援・点検体制</p>	<p>第8 要配慮者の避難対策 市民安全部、文化生涯学習部、福祉部、こども育成部、消防本部、保健所、要配慮者利用施設、配備職員、自主防災組織</p> <p>(略)</p> <p>6 障がい者・高齢者等への対応</p> <p>市は、<u>避難所内的一般避難スペースでの生活が困難な障がい者・高齢者等の支援措置として、社会福祉施設等と障がい者、高齢者等の避難者の受入れに関する協定を締結し、福祉避難所の確保を図ります。</u></p> <p>市は、福祉避難所の防災機能の整備を図るため、障がい者・高齢者等に配慮した防災資機材の備蓄に努めます。また、災害時の連絡手段として、地域防災無線（防災用MCA無線）を整備するとともに、災害時に有効活用できるよう日頃から通信訓練を実施します。</p> <p>(略)</p> <p>第9 要配慮者利用施設における安全確保 市民安全部、要配慮者利用施設所管部、要配慮者利用施設</p> <p>3 避難確保計画の作成等に係る支援・点検体制</p> <p>(1) 避難確保計画作成に係る支援・点検体制</p>

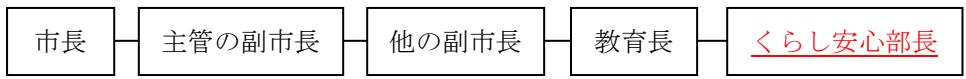
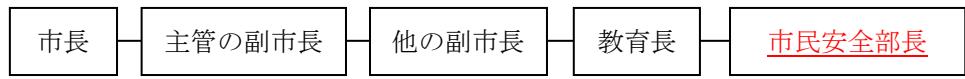
新	旧
<p>(1) 避難確保計画作成に係る支援・点検体制 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第4章 平常時の対策 第5節 救助・救急体制の充実 (略)</p> <p>第1 消防力の整備・強化 消防本部、消防団</p> <p>1 常備消防</p> <p>市は、災害時の常備消防力の消防活動体制を整備し、災害時の被害を軽減できるよう、風水害に対する対応力を強化します。</p> <p>本市における常備消防力は、1消防本部、1消防署、<u>2分署</u>、<u>4</u>出張所を有し、消防車、救急車等の車両を配備し、災害に備えています。災害時においてこれらの消防力を最大限活用するとともに、消防力の強化を図り、茅ヶ</p>	<p>P 94</p> <p>第4章 平常時の対策 第5節 救助・救急体制の充実 (略)</p> <p>第1 消防力の整備・強化 消防本部、消防団</p> <p>1 常備消防</p> <p>市は、災害時の常備消防力の消防活動体制を整備し、災害時の被害を軽減できるよう、風水害に対する対応力を強化します。</p> <p>本市における常備消防力は、1消防本部、1消防署、<u>5</u>出張所を有し、消防車、救急車等の車両を配備し、災害に備えています。災害時においてこれらの消防力を最大限活用するとともに、消防力の強化を図り、茅ヶ崎市消防</p>

新	旧
<p>崎市消防計画に基づく有事即応体制を確立します。</p>	<p>計画に基づく有事即応体制を確立します。</p>
<p>第4章 平常時の対策 第6節 医療救護・保健活動体制の充実</p> <p>【現状】 (略)</p> <p>○令和<u>5</u>年3月時点で、市内に特定医療費（指定難病）医療受給者が<u>1, 733</u>人おり、保健師等が患者・家族の支援を行っています。また、人工呼吸器を装着している方の災害時個別支援計画の作成を進めています。 (略)</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○断水・停電時、市域の医療機能が低下<u>することから体制の整備が必要です。</u> ○略 	<p>P 9 6</p> <p>第4章 平常時の対策 第6節 医療救護・保健活動体制の充実</p> <p>【現状】 (略)</p> <p>○令和<u>3</u>年3月時点で、市内に特定医療費（指定難病）医療受給者が<u>1, 654</u>人おり、保健師等が患者・家族の支援を行っています。また、人工呼吸器を装着している方の災害時個別支援計画の作成を進めています。 (略)</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○略 ○略 ○略 ○略 ○略 ○断水・停電時、市域の医療機能が低下<u>します。</u> ○略
<p>第4章 平常時の対策 第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 保健衛生・防疫対策 環境部、保健所</p> <p>(略)</p> <p>4 防疫対策 市及び県は、感染症発生時の消毒、患者収容、感染防止、まん延防止等、災害時の防疫体制を確立します。 (削除) (略)</p>	<p>P 1 0 1</p> <p>第4章 平常時の対策 第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 保健衛生・防疫対策 環境部、保健所</p> <p>(略)</p> <p>4 防疫対策 市及び県は、感染症発生時の消毒、患者収容、感染防止、まん延防止等、災害時の防疫体制を確立します。 <u>市は、床下浸水等の浸水箇所の迅速な消毒体制を整備します。</u> (略)</p>

新	旧
<p>第4章 平常時の対策 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策 (略)</p> <p>第4 要配慮者等への配慮 くらし安心部 市は、食料、生活必需物資等の備蓄にあたっては、高齢者、障がい者、女性、乳幼児、<u>食物アレルギーを有する者</u>等や季節性に配慮した食料及び生活必需物資等の検討を行い、備蓄を進めます。</p>	<p>P 104 第4章 平常時の対策 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策 (略)</p> <p>第4 要配慮者等への配慮 市民安全部 市は、食料、生活必需物資等の備蓄にあたっては、高齢者、障がい者、女性、乳幼児等や季節性に配慮した食料及び生活必需物資等の検討を行い、備蓄を進めます。</p>
<p>第4章 平常時の対策 第10節 教育・保育対策 【現状】 ○略 ○略 ○略 ○市には指定等文化財として、令和<u>5</u>年4月1日時点で 国指定<u>5</u>件、県指定9件、市指定31件、国登録7件の文化財があるほか、<u>博物館</u>などの施設には未指定の文化財が収蔵されています。文化財パトロールなどを通じて、文化財の情報の把握に努めています。 (略)</p> <p>第3 実効性のある避難訓練の実施 こども育成部、消防本部、消防団、教育総務部、施設管理者 保育園、幼稚園、学校等は、園児、児童、生徒に対し、<u>消防団員等が参画した体験的・実践的な</u>防災教育を図るとともに、実践的な防災訓練を実施し、その実施にあたっては地域と連携した取り組みを図るよう努めます。 また、障がいがある園児、児童、生徒の避難については、個々の状況に合わせた迅速に対応できる体制を整えるとともに、実効性のある避難訓練とその検証を重ねます。 (略)</p>	<p>P 106 第4章 平常時の対策 第10節 教育・保育対策 【現状】 ○略 ○略 ○略 ○市には指定等文化財として、令和<u>3</u>年4月1日時点で 国指定<u>7</u>件、県指定9件、市指定31件、国登録7件の文化財があるほか、<u>文化資料館</u>などの施設には未指定の文化財が収蔵されています。文化財パトロールなどを通じて、文化財の情報の把握に努めています。 (略)</p> <p>第3 実効性のある避難訓練の実施 こども育成部、教育推進部、施設管理者 保育園、幼稚園、学校等は、園児、児童、生徒に対し、<u>積極的に</u>防災教育を図るとともに、実践的な防災訓練を実施し、その実施にあたっては地域と連携した取り組みを図るよう努めます。 また、障がいがある園児、児童、生徒の避難については、個々の状況に合わせた迅速に対応できる体制を整えるとともに、実効性のある避難訓練とその検証を重ねます。 (略)</p>
	P 109

新	旧																																								
<p>第4章 平常時の対策 第12節 緊急輸送道路等の確保対策</p> <p>【現状】 <input type="radio"/> (略) <input type="radio"/> 災害応急対策活動で使用する可能性のある、市の所有する車両や協定締結先の車両について、<u>緊急通行車両の確認申出</u>を行い、<u>証明書</u>の交付を受けています。 (略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 緊急輸送道路等の指定 くらし安心部、建設部、藤沢土木事務所、横浜国道事務所</p> <p>1 緊急輸送道路の指定 <u>県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に連絡する路線を緊急輸送道路として事前に指定しています。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">第1次 緊急輸送道路</td> <td>高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク <u>及び港湾等に連絡する</u>路線で緊急輸送の骨格をなす路線。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">路線名</td> <td style="text-align: center;">区間</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p><u>(記載場所の変更)</u></p>	第1次 緊急輸送道路	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク <u>及び港湾等に連絡する</u> 路線で緊急輸送の骨格をなす路線。	路線名	区間	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	<p>第4章 平常時の対策 第12節 緊急輸送道路等の確保対策</p> <p>【現状】 <input type="radio"/> (略) <input type="radio"/> 災害応急対策活動で使用する可能性のある、市の所有する車両や協定締結先の車両について、緊急通行車両事前届出を行い、届出済証の交付を受けています。 (略)</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p><u>(記載場所の変更)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">第1次路線</td> <td>高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク<u>の重要路線</u>で、緊急輸送道路の骨格をなす道路。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">路線名</td> <td style="text-align: center;">区間</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>第1 緊急輸送道路等の指定 市民安全部、建設部、藤沢土木事務所、横浜国道事務所</p> <p>1 緊急輸送道路の指定 <u>県が、県庁、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部、物資受入港（湘南</u></p>	第1次路線	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク <u>の重要路線</u> で、緊急輸送道路の骨格をなす道路。	路線名	区間	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
第1次 緊急輸送道路	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク <u>及び港湾等に連絡する</u> 路線で緊急輸送の骨格をなす路線。																																								
路線名	区間																																								
略	略																																								
略	略																																								
略	略																																								
略	略																																								
略	略																																								
略	略																																								
略	略																																								
略	略																																								
第1次路線	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク <u>の重要路線</u> で、緊急輸送道路の骨格をなす道路。																																								
路線名	区間																																								
略	略																																								
略	略																																								
略	略																																								
略	略																																								
略	略																																								
略	略																																								
略	略																																								
略	略																																								

新	旧
<p>第2 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 緊急通行車両の事前<u>の確認申出</u> 経営総務部、各部</p> <p>1 略</p> <p>2 緊急通行車両の事前<u>の確認申出</u>手続き 市は、応急対策活動を迅速に行うため、応急対策活動で使用する市所有の車両や協定締結先等の車両について、神奈川県警察本部等に事前に確認申出を行い、緊急通行車両確認証明書の交付を受けておくよう努めます。</p>	<p>港) 等及び隣接都県の主要路線と接続する幹線道路を緊急輸送道路として指定しています。</p> <p>第2 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 緊急通行車両の事前届出 財務部、各部</p> <p>1 略</p> <p>2 緊急通行車両の事前届出手続き 市は、応急対策活動を迅速に行うため、応急対策活動で使用する市所有の車両や協定締結先等の車両について、神奈川県警察本部に事前届出を行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けておくよう努めます。</p>
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第13節 ライフライン等の応急復旧対策 (略)</p> <p>第5 都市ガス施設 東京ガスネットワーク（株） <u>東京ガスネットワーク（株）</u>は、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、施設の機能確保、ガスの遮断装置等の安全装置の設置、非常設備の整備、供給停止地域を最小限に抑えるための供給エリアのブロック分け等、各種事前対策を講じ、災害時に迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めます。</p>	<p>P 112</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第13節 ライフライン等の応急復旧対策 (略)</p> <p>第5 都市ガス施設 東京ガスグループ <u>東京ガスグループ</u>は、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、施設の機能確保、ガスの遮断装置等の安全装置の設置、非常設備の整備、供給停止地域を最小限に抑えるための供給エリアのブロック分け等、各種事前対策を講じ、災害時に迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めます。</p>
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第16節 ボランティアの受入体制の充実強化 (略)</p> <p>第1 ボランティアの活動環境の整備 福祉部、環境部、監査事務局、市社会福祉協議会 (1) 市及び市社会福祉協議会は、県や防災関係機関の協力のもと、N P O ・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（N P O ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた</p>	<p>P 117</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第16節 ボランティアの受入体制の充実強化 (略)</p> <p>第1 ボランティアの活動環境の整備 福祉部、環境部、監査事務局、市社会福祉協議会 (1) 市及び市社会福祉協議会は、県や防災関係機関の協力のもと、N P O ・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（N P O ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携</p>

新	旧
<p>連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティアの活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図ります。その際、<u>ボランティア活動や避難所運営等に関する研修・訓練を実施できるような体制の整備</u>、災害時におけるボランティアの活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議等の整備を推進します。</p> <p>(略)</p>	<p>体制の構築を図り、災害時において災害ボランティアの活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図ります。その際、災害時におけるボランティアの活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議等の整備を推進します。</p> <p>(略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 災害応急対策活動の方針等 (略) 第2 主要な災害応急対策の基本的な考え方 (略) 5 救助・救急 (略) 救急活動にあたっては、災害の規模や状況によりトリアージを実施し、緊急性・<u>重度</u>の高い傷病者を優先的に処置・搬送します。</p>	<p>P 1 2 3 第5章 災害時の応急対策活動 災害応急対策活動の方針等 (略) 第2 主要な災害応急対策の基本的な考え方 (略) 5 救助・救急 (略) 救急活動にあたっては、災害の規模や状況によりトリアージを実施し、緊急性・<u>重要度</u>の高い傷病者を優先的に処置・搬送します。</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第1節 災害対策本部の設置及び運営 第1 災害対策本部組織 <u>統括調整部各班、くらし安心部</u> 1 略 2 災害対策本部 (略) (2) 意思決定の順位 (略)</p>  <p>3 組織</p>	<p>P 1 2 6 第5章 災害時の応急対策活動 第1節 災害対策本部の設置及び運営 第1 災害対策本部組織 <u>統括調整部各班、市民安全部</u> 1 略 2 災害対策本部 (略) (2) 意思決定の順位 (略)</p>  <p>3 組織</p>

新	旧
(略)	(略)
<p>本部員会議</p> <p>本部長（市長） 副本部長（副市長、教育長） <u>経営総務部長</u> <u>企画政策部長</u> <u>くらし安心部長</u> <u>市民部長</u> 経済部長 <u>文化スポーツ部長</u> 福祉部長 こども育成部長 環境部長 都市部長 建設部長 下水道河川部長 保健所長 保健所副所長 副病院長兼事務局長 消防長 会計管理者 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 教育総務部長 教育推進部長 教育指導担当部長</p>	<p>各部</p> <p>経営総務部 企画政策部 <u>くらし安心部</u> 市民部 経済部 <u>文化スポーツ部</u> 福祉部 こども育成部 環境部 都市部 建設部 下水道河川部 保健所部 市立病院部 消防部 会計部 議会部 選挙管理部 監査部 教育部</p>
<p>(略)</p> <p>(2) 統括調整部の活動</p> <p>統括調整部は、<u>くらし安心部</u>防災対策課及び重要な応急対策の主管課職員によって組織され、災害に係る情報の集約・分析、災害対策本部の活動方針の策定、重要な応急対策に係る実施計画や対策案の検討・調整を行い、本部長及び本部員会議の意思決定を補佐するとともに、必要に応じて各部に対し必要な指示を行います。</p> <p>(3) 各部の活動</p>	<p>(略)</p> <p>本部員会議</p> <p>本部長（市長） 副本部長（副市長、教育長） <u>総務部長</u> <u>企画部長</u> <u>財務部長</u> <u>市民安全部</u> 経済部長 <u>文化生涯学習部</u> 福祉部 こども育成部 環境部 都市部 建設部 下水道河川部 保健所部 市立病院部 消防部 会計部 議会部 選挙管理部 監査部 教育部</p> <p>統括調整部</p> <p>総括・情報班 <u>広域連携班</u> <u>災害時広報対策班</u> 避難所対策班 救援物資対策班 保健医療対策班 要配慮者対策班 衛生・災害廃棄物対策班 被災者生活再建対策班 応急復旧対策班</p> <p>各部</p> <p>総務部 企画部 財務部 市民安全部 経済部 文化生涯学習部 福祉部 こども育成部 環境部 都市部 建設部 下水道河川部 保健所部 市立病院部 消防部 会計部 議会部 選挙管理部 監査部 教育部</p> <p>(略)</p> <p>(2) 統括調整部の活動</p> <p>統括調整部は、<u>市民安全部</u>防災対策課及び重要な応急対策の主管課職員によって組織され、災害に係る情報の集約・分析、災害対策本部の活動方針の策定、重要な応急対策に係る実施計画や対策案の検討・調整を行い、本部長及び本部員会議の意思決定を補佐するとともに、必要に応じて各部に対し必要な指示を行います。</p> <p>(3) 各部の活動</p>

新				旧			
<p>災害対策本部の各部班は、本部長及び本部員会議が決定した対策実施方針や実施構想等に基づき必要な応急対策活動を実行します。</p> <p>また、必要に応じ統括調整部<u>とともに</u>実施構想<u>を検討するほか</u>、細部の実施計画や実施要領を検討し、その結果に基づき応急対策活動を実施します。</p> <p>(略)</p>				<p>災害対策本部の各部班は、本部長及び本部員会議が決定した対策実施方針や実施構想等に基づき必要な応急対策活動を実行します。</p> <p>また、必要に応じ統括調整部<u>が検討した</u>実施構想<u>に基づき</u>細部の実施計画や実施要領を検討し、その結果に基づき応急対策活動を実施します。</p> <p>(略)</p>			
<h4>4 水防対策体制の基準</h4> <p>(略)</p>				<h4>4 水防対策体制の基準</h4> <p>(略)</p>			
区分	種別	配備体制	配備時期	区分	種別	配備体制	配備時期
災害対策本部設置前	事前配備	<input type="checkbox"/> 防災対策課 (<u>くらし安心部</u>) <input type="checkbox"/> 道路管理課 (建設部) <input type="checkbox"/> 下水道河川管理課 (下水道河川部) <input type="checkbox"/> 警防救命課 (消防本部) <input type="checkbox"/> その他必要と認める者	略	災害対策本部設置前	事前配備	<input type="checkbox"/> 防災対策課 (<u>市民安全部</u>) <input type="checkbox"/> 道路管理課 (建設部) <input type="checkbox"/> 下水道河川管理課 (下水道河川部) <input type="checkbox"/> 警防救命課 (消防本部) <input type="checkbox"/> その他必要と認める者	略
	水防第1号配備	<input type="checkbox"/> <u>くらし安心部</u> <input type="checkbox"/> 建設部 <input type="checkbox"/> 下水道河川部 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> <u>広報シティプロモーション課</u> <input type="checkbox"/> 市民自治推進課 (※1参照) <input type="checkbox"/> 応援職員 (※2参照)	略		水防第1号配備	<input type="checkbox"/> <u>市民安全部</u> <input type="checkbox"/> 建設部 <input type="checkbox"/> 下水道河川部 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> <u>秘書広報課</u> <input type="checkbox"/> 市民自治推進課 (※1参照) <input type="checkbox"/> 応援職員 (※2参照)	略
災害対策本部設置後	水防第2号配備	<input type="checkbox"/> 災害時電話対応職員 (<u>対応支援係として、建設部、下水道河川部、警防救命課救命担当職員1名ずつ、応援部局として、経営総務部、企画政策部、市民部、経済部、文化スポーツ部、福祉部、こども育成部、環境部、保健所部、行政委員会部、教育部職員1名ずつ</u>) <input type="checkbox"/> 担当課長以上の全職員 <input type="checkbox"/> 主幹以下担当主査以上の職員1名 <input type="checkbox"/> 本部職員 (※3参照) <input type="checkbox"/> 指定職員 (※4参照)	略	災害対策本部設置後	水防第2号配備	<input type="checkbox"/> 災害時電話対応職員 (応援部局として、 <u>総務部・企画部・財務部、文化生涯学習部・こども育成部・環境部、行政委員会部、教育総務部、教育推進部職員2名ずつ</u>) <input type="checkbox"/> 担当課長以上の全職員 <input type="checkbox"/> 主幹以下担当主査以上の職員1名 <input type="checkbox"/> 本部職員 (※3参照) <input type="checkbox"/> 指定職員 (※4参照)	略

新			旧		
		○指定消防職員（消防計画に準ずる） ○他の職員は連絡待機			○指定消防職員（消防計画に準ずる） ○他の職員は連絡待機
水防 第3号 配備	○全職員	略	水防 第3号 配備	○全職員	略
※1 略	※1 略		※1 略	※1 略	
※2 応援職員とは、水防第1号配備で <u>くらし安心部</u> 、建設部及び下水道河川部の業務の支援のため必要となる職員をいい、必要に応じて部局を指定し招集する。ただし、配備職員は除く。	※2 応援職員とは、水防第1号配備で <u>市民安全部</u> 、建設部及び下水道河川部の業務の支援のため必要となる職員をいい、必要に応じて部局を指定し招集する。ただし、配備職員は除く。		※2 応援職員とは、水防第1号配備で <u>くらし安心部</u> 、建設部及び下水道河川部の業務の支援のため必要となる職員をいい、必要に応じて部局を指定し招集する。ただし、配備職員は除く。	※2 応援職員とは、水防第1号配備で <u>市民安全部</u> 、建設部及び下水道河川部の業務の支援のため必要となる職員をいい、必要に応じて部局を指定し招集する。ただし、配備職員は除く。	
※3 本部職員とは、水防第2号配備以降、各部局より1名ないし2名を予め「総括・情報班」へ配備する職員をいう。（ただし、市立病院及び行政委員会、応援職員と指定職員に指定されている職員は除く。）各部局の各班との連絡調整及び電話対応時の補佐する業務を担うため、部の業務に精通した職員とする。	※3 本部職員とは、水防第2号配備以降、各部局より1名ないし2名を予め「総括・情報班」へ配備する職員をいう。（ただし、市立病院及び行政委員会、応援職員と指定職員に指定されている職員は除く。）各部局の各班との連絡調整及び電話対応時の補佐する業務を担うため、部の業務に精通した職員とする。		※3 本部職員とは、水防第2号配備以降、各部局より1名ないし2名を予め「総括・情報班」へ配備する職員をいう。（ただし、市立病院及び行政委員会、応援職員と指定職員に指定されている職員は除く。）各部局の各班との連絡調整及び電話対応時の補佐する業務を担うため、部の業務に精通した職員とする。	※3 本部職員とは、水防第2号配備以降、各部局から水防体制へ配備する職員をいう。（ただし、 <u>くらし安心部</u> 、市立病院、建設部、下水道河川部、消防部及び配備職員は配置人員に含まない。	※3 本部職員とは、水防第2号配備以降、各部局から水防体制へ配備する職員をいう。（ただし、 <u>市民安全部</u> 、市立病院、建設部、下水道河川部、消防部及び配備職員は配置人員に含まない。
※4 指定職員とは、水防第2号配備以降、各部局から水防体制へ配備する職員をいう。ただし、 <u>くらし安心部</u> 、市立病院、建設部、下水道河川部、消防部及び配備職員は配置人員に含まない。	※4 指定職員とは、水防第2号配備以降、各部局から水防体制へ配備する職員をいう。ただし、 <u>市民安全部</u> 、市立病院、建設部、下水道河川部、消防部及び配備職員は配置人員に含まない。		(略)	(略)	
第5章 災害時の応急対策活動 第2節 水防対策活動 (略)	P 130 第5章 災害時の応急対策活動 第2節 水防対策活動 (略)		第5章 災害時の応急対策活動 第2節 水防対策活動 (略)	第2 警戒監視 総括・情報班、くらし安心部、建設部、下水道河川部、消防部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所 1 河川水位の監視 市及び防災関係機関は、以後、大雨等が予測される場合は、河川水位のほか、浸水や侵食による堤防決壊の要因となる事象も含めて監視を強化します。 (略)	第2 警戒監視 総括・情報班、市民安全部、建設部、下水道河川部、消防部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所 1 河川水位の監視 市及び防災関係機関は、以後、大雨等が予測される場合は、河川水位の監視を強化します。 (略)
第3 水防活動 総括・情報班、くらし安心部、建設部、下水道河川部、消防部、消防団、京浜河川事務所、横浜国道事務所、藤沢土木事務所、自衛隊	第3 水防活動 総括・情報班、市民安全部、建設部、下水道河川部、消防部、消防団、京浜河川事務所、横浜国道事務所、藤沢土木事務所、自衛隊				

新	旧
<p>1 略 2 略 3 略 4 決壊時の措置 市は、堤防その他の施設が決壊し又はこれに準すべき事態が発生した場合は、直ちに緊急安全確保を発令し、住民等の避難行動を促すとともに、上階への垂直避難や崖側から離れるなどの命を守るための最低限の行動を付したうえ、防災関係機関等と協力し、あらゆる広報手段を講じて、その他人的被害を最小限に抑えるための措置を講じます。 (略)</p>	<p>1 略 2 略 3 略 4 決壊時の措置 市は、堤防その他の施設が決壊し又はこれに準すべき事態が発生した場合は、屋内安全確保等、命を守るために最低限の行動を付したうえ、あらゆる広報手段を講じて、直ちに避難指示（緊急）を発令し、住民等の避難行動を促すとともに、防災関係機関等と協力し、その他人的被害を最小限に抑えるための措置を講じます。 (略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第3節 災害情報の受伝達 (略) 第2 災害時の広報 総括・情報班、企画政策部、くらし安心部、消防部、京浜河川事務所、防災関係機関 (略)</p> <p>1 広報内容 (略) (1) 略 (2) 安全安心情報 (略) ア 避難所、福祉避難所等の開設情報や混雑状況 イ 略 ウ 略 エ 略 オ 略 (略)</p> <p>第3 被害情報等の収集・報告 総括・情報班 1 被害情報等の収集 (1) 略</p>	<p>P 1 3 3 第5章 災害時の応急対策活動 第3節 災害情報の受伝達 (略) 第2 災害時の広報 災害時広報対策班、企画部、市民安全部、消防部、京浜河川事務所、防災関係機関 (略)</p> <p>1 広報内容 (略) (1) 略 (2) 安全安心情報 (略) ア 早期避難所や避難所、福祉避難所等の開設情報や混雑状況 イ 略 ウ 略 エ 略 オ 略 (略)</p> <p>第3 被害情報等の収集・報告 総括・情報班 1 被害情報等の収集 (1) 略</p>

新	旧
<p>(2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) <u>市は、必要に応じて無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行うため、協定締結先事業者に依頼を行います。</u> (略)</p>	<p>(2) 略 (3) 略 (4) 略 (新設) (略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第4節 避難対策 (略) 第1 避難対策 総括・情報班、避難所対策班、くらし安心部、茅ヶ崎警察署、湘南海上保安署、自衛隊、横浜地方気象台、京浜河川事務所、神奈川県 1 略 2 避難情報の発令 (1) 略 (2) 略 (3) 避難情報の発令基準 (略) ■洪水：相模川（洪水予報河川）の避難情報の発令基準 (略) 避難指示 1 : 指定河川洪水予報の水位予測により、相模川の神川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である8.70mに到達することが予想され、又は相模川の相模大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である6.50mに到達した。<u>あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超える、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合</u></p>	<p>P 138 第5章 災害時の応急対策活動 第4節 避難対策 (略) 第1 避難対策 総括・情報班、避難所対策班、茅ヶ崎警察署、湘南海上保安署、自衛隊、横浜地方気象台、京浜河川事務所、神奈川県 1 略 2 避難情報の発令 (1) 略 (2) 略 (3) 避難情報の発令基準 (略) ■洪水：相模川（洪水予報河川）の避難情報の発令基準 (略) 避難指示 1 : 指定河川洪水予報の水位予測により、相模川の神川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である8.70mに到達することが予想され、又は相模川の相模大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である6.50mに到達したと発表された場合</p>

新		旧	
高齢者等避難	<p>1 : (略)</p> <p>2 : 小出川の一つ橋水位観測所の水位が水防団待機水位 2. 40 m を越えた状態、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が水防団待機水位 1. 40 m を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (略) ② 小出川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が<u>実況又は予測で洪水警報基準（基準 II）に到達する場合</u>） 	高齢者等避難	<p>1 : (略)</p> <p>2 : 小出川の一つ橋水位観測所の水位が水防団待機水位 2. 40 m を越えた状態、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が水防団待機水位 1. 40 m を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (略) ② 小出川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の<u>予測値が洪水警報基準（基準 II）に到達する場合</u>）
避難指示	<p>1 : (略)</p> <p>2 : 小出川の一つ橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である 2. 90 m を越えた状態、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である 2. 00 m を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (略) ② 小出川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が<u>実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過（基準 III）する場合</u>） 	避難指示	<p>1 : (略)</p> <p>2 : 小出川の一つ橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である 2. 90 m を越えた状態、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である 2. 00 m を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (略) ② 小出川の洪水警報の危険度分布で「<u>非常に危険（うす紫）</u>」が出現した場合（流域雨量指数の<u>予測値が洪水警報基準を大きく超過（基準 III）する場合</u>）
緊急安全確保	<p>1 : 小出川の一つ橋水位観測所の水位、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（堤防高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <p><u>2 : 小出川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合）</u></p> <p><u>3 : 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</u></p> <p><u>4 : 橋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）</u></p> <p><u>(災害発生を確認)</u></p>	緊急安全確保	<p>1 : 小出川の一つ橋水位観測所の水位、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（堤防高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2 : 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</u></p> <p><u>3 : 橋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）</u></p> <p><u>(災害発生を確認)</u></p>

新		旧	
	<u>5</u> : 堤防の決壊や越水・溢水を把握した場合		<u>4</u> : 堤防の決壊や越水・溢水を把握した場合
■洪水：千の川（水位周知河川：県管理区間）の避難情報の発令基準			
高齢者等避難	<p>1 : (略)</p> <p>2 : 千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が水防団待機水位1.20mを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 千の川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数<u>が実況又は予測で</u>洪水警報基準（基準II）に到達する場合）</p>	高齢者等避難	<p>1 : (略)</p> <p>2 : 千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が水防団待機水位1.20mを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 千の川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数<u>の予測値が</u>洪水警報基準（基準II）に到達する場合）</p>
避難指示	<p>1 : (略)</p> <p>2 : 千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が避難判断水位2.20mを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>(略)</p> <p>②千の川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が<u>実況又は予測で</u>洪水警報基準を大きく超過（基準III）する場合）</p>	避難指示	<p>1 : (略)</p> <p>2 : 千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が避難判断水位2.20mを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>(略)</p> <p>②千の川の洪水警報の危険度分布で「<u>非常に危険（うす紫）</u>」が出現した場合（流域雨量指数の<u>予測値が</u>洪水警報基準を大きく超過（基準III）する場合）</p>
緊急安全確保	<p>1 : 千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（堤防高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <p><u>2 : 千の川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合）</u></p> <p><u>3 : 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</u></p> <p><u>4 : 橋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合（発令対象区域を限定する）</u></p> <p><u>（災害発生を確認）</u></p> <p><u>5 : 堤防の決壊や越水・溢水を把握した場合</u></p>	緊急安全確保	<p>1 : 千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（堤防高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <p>（新設）</p> <p><u>2 : 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</u></p> <p><u>3 : 橋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合（発令対象区域を限定する）</u></p> <p><u>（災害発生を確認）</u></p> <p><u>4 : 堤防の決壊や越水・溢水を把握した場合</u></p>

新	旧												
<p>■土砂災害の避難情報の発令基準 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">避難指示</td><td style="padding: 5px;">1 : (略) 2 : 大雨警報（土砂災害）の危険度分布で「危険（紫）」となった場合</td></tr> </table>	避難指示	1 : (略) 2 : 大雨警報（土砂災害）の危険度分布で「危険（紫）」となった場合	<p>■土砂災害の避難情報の発令基準 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">避難指示</td><td style="padding: 5px;">1 : (略) 2 : 大雨警報（土砂災害）の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」となった場合</td></tr> </table>	避難指示	1 : (略) 2 : 大雨警報（土砂災害）の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」となった場合								
避難指示	1 : (略) 2 : 大雨警報（土砂災害）の危険度分布で「危険（紫）」となった場合												
避難指示	1 : (略) 2 : 大雨警報（土砂災害）の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」となった場合												
(略)	(略)												
<p>第2 避難誘導 総括・情報班、避難所対策班、消防部、消防団、茅ヶ崎警察署、施設管理者</p> <p>(略)</p> <p>1 市は、避難情報を発令したときは、防災関係機関等の協力を得て、避難所等へ誘導します。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>	<p>第2 避難誘導 総括・情報班、避難所対策班、消防部、消防団、茅ヶ崎警察署、施設管理者</p> <p>(略)</p> <p>1 市は、避難情報を発令したときは、防災関係機関等の協力を得て、<u>早期避難所又は</u>避難所等へ誘導します。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>												
(削除)	<p>第3 早期避難所の設置 避難所対策班、総務部、市民安全部、文化生涯学習部、教育部、配備職員</p> <p>市は、水害等に備え、今後の降雨予測等の防災気象情報等をもとに、市内9箇所に早期避難所を開設します。</p> <p>早期避難所は、大雨や台風の接近が予測される場合等に、自主的に事前の避難を希望される方を対象として一時的に開設するものです。災害の状況により避難生活が長期化する場合又は長期化するおそれがある場合は、公立小・中学校避難所又は2次避難所へ避難者を誘導します。</p> <p>また、早期避難所へは配備職員を配置し避難者の受入れ業務に従事します。</p> <p>1 早期避難所の開設</p> <p>(1) 早期避難所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th><th style="width: 25%;">所在地</th><th style="width: 25%;">名称</th><th style="width: 25%;">所在地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>市役所</u></td><td style="text-align: center;"><u>茅ヶ崎 1-1-1</u></td><td style="text-align: center;"><u>南湖公民館</u></td><td style="text-align: center;"><u>南湖 6-15-1</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>小和田公民館</u></td><td style="text-align: center;"><u>美住町 6-20</u></td><td style="text-align: center;"><u>香川公民館</u></td><td style="text-align: center;"><u>香川 1-11-1</u></td></tr> </tbody> </table>	名称	所在地	名称	所在地	<u>市役所</u>	<u>茅ヶ崎 1-1-1</u>	<u>南湖公民館</u>	<u>南湖 6-15-1</u>	<u>小和田公民館</u>	<u>美住町 6-20</u>	<u>香川公民館</u>	<u>香川 1-11-1</u>
名称	所在地	名称	所在地										
<u>市役所</u>	<u>茅ヶ崎 1-1-1</u>	<u>南湖公民館</u>	<u>南湖 6-15-1</u>										
<u>小和田公民館</u>	<u>美住町 6-20</u>	<u>香川公民館</u>	<u>香川 1-11-1</u>										

新	旧			
	鶴嶺公民館	萩園 2028-55	小出支所	芹沢 888
	松林公民館	室田 1-3-2	萩園ケアセンター	萩園 1215-4
	ハマミーナ	浜見平 11-1	二	二
<p>※その他災害の状況により必要に応じ次の施設を早期避難所として開設します。</p> <p>ア 公立小・中学校のうち指定する学校 イ 協定等による協力施設又は企業等 ウ その他市長が必要と認める場所</p> <p>(2) 避難所収容対象者</p> <p>ア 避難行動要支援者や避難行動に時間を要し早期避難が必要な者 イ 住家が被害を受けるおそれがある者</p> <p>(3) 避難所の開設</p> <p>避難所の開設は、原則として施設管理者及び指示された配備職員が従事します。開設においては、施設及び設備の安全確認、電気、電話、無線等の使用確認を行い、テレビ・ラジオ等での情報収集に努めます。</p> <p>また、避難者の受入れにあたっては、避難者名簿を作成し、配備職員、施設管理者、自主防災組織等が協力して行います。</p> <p>配備職員は、参集状況について災害対策本部又は防災対策課へ報告します。</p> <p>(4) 情報収集</p> <p>避難所の業務に従事する職員は、施設周辺の被害状況の把握に努めるものとし、避難者等からの聞き取り等、積極的な情報収集に努めます。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、十分な避難スペースを確保する必要があることから、令和2年度より早期避難所の開設は行わず、市内の7小・中学校を自主避難所として開設することとしています。</p> <p><u>2 早期避難所の運営</u></p> <p>(1) 早期避難所の開設状況に係る報告内容</p> <p>配備職員は、早期避難所の開設状況を、電話又は無線等を使用し災害対策本部又は防災対策課へ報告します。</p> <p>ア 早期避難所名及び発信職員氏名</p>				

新	旧
	<p>イ 開設日時 ウ 収容人員及び世帯数 エ 必要物資等 オ 負傷者、傷病者、避難行動要支援者等の情報 カ 周辺の被災状況 キ その他早期避難所の開設等に必要な情報</p> <p>(2) 避難所の状況報告</p> <p>配備職員は自身が知り得る状況や、避難者から得た被災状況を端的にとりまとめ、早期対応が必要な重要情報については、逐次災害対策本部又は防災対策課へ報告し、それ以外の情報については、定時報告を行います。</p> <p>ア 定時報告</p> <p>配備職員は、定期的に避難所の状況を災害対策本部へ報告します。</p> <p>(ア) 避難者数</p> <p>(イ) 避難行動要支援者数及び避難所での対応可否状況</p> <p>(ウ) 最優先必要物資等の状況</p> <p>(エ) 収容可能場所と避難者見積等の状況</p> <p>(オ) 避難所の対応状況</p> <p>(カ) 在宅避難者や避難所外避難者等の状況</p> <p>イ 臨時報告</p> <p>配備職員は、必要に応じ災害対策本部又は防災対策課に臨時報告を行います。</p> <p>(ア) 避難所施設に被害が生じた場合</p> <p>(イ) 避難所運営に困難が生じた場合</p> <p>(ウ) 周辺状況等により避難所に被害が発生するおそれがある場合</p> <p>(エ) その他定時報告以外の緊急を要する報告</p> <p>(3) 給食・救援物資等の配布</p> <p>早期避難所においては、自主防災組織等と連携し、供給方針を定め、必要に応じ飲料水、食料及び生活必需物資等を避難者に対し供給します。</p> <p>(4) 早期避難所における情報提供・安否確認</p> <p>早期避難所においては、災害対策本部又は防災対策課から知り得た市域の被災状況や他の避難所の状況、周辺の被災状況やライフラインの復旧情報等の被災情報を提供します。</p>

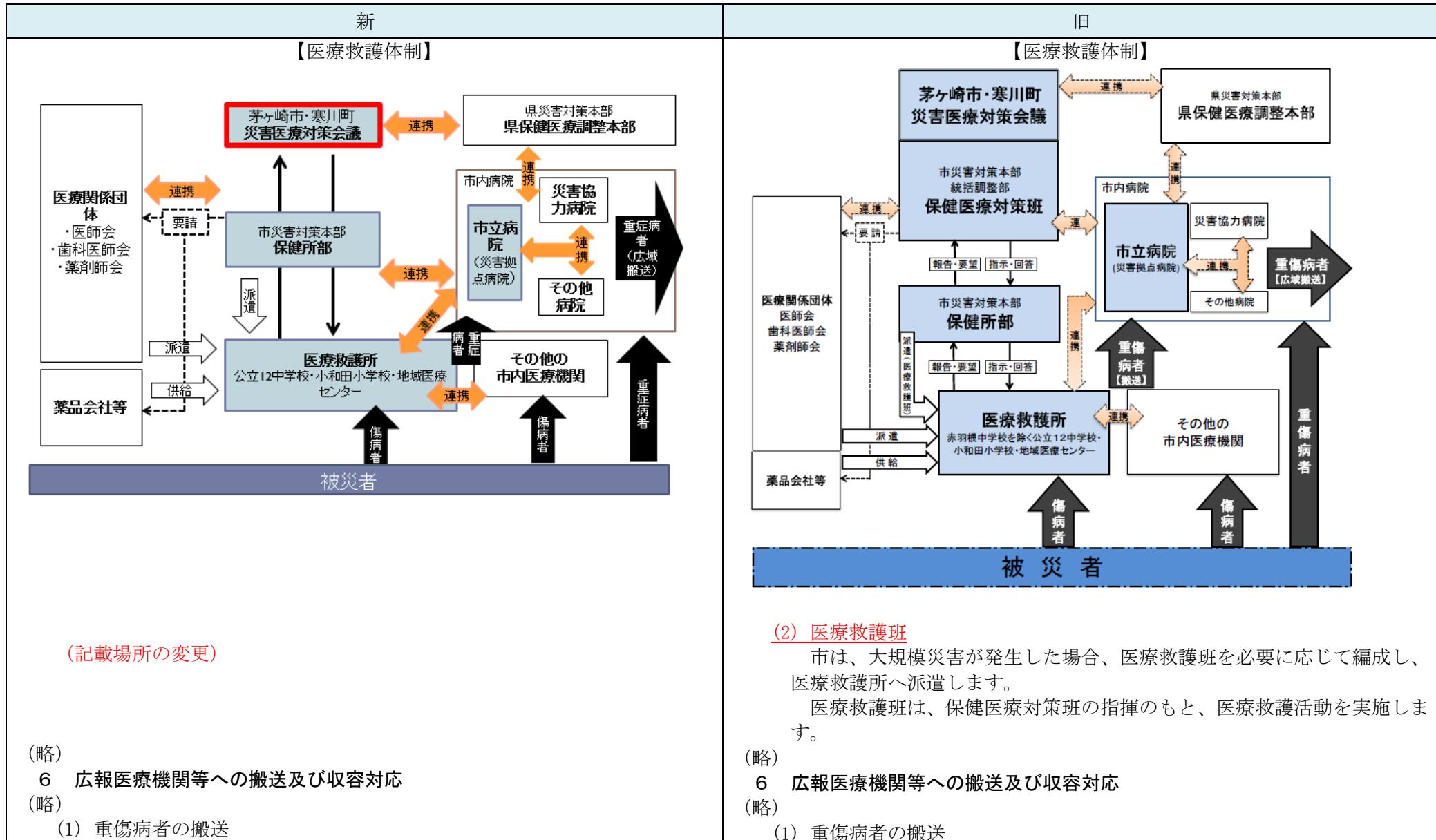
新	旧
<p>第3 避難所の開設・運営 総括・情報班、避難所対策班、保健所部、教育部、 配備職員、自主防災組織</p> <p>市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、施設の安全性を確認の上、避難所を開設し、避難者の居住地に関わらず適切に被災者の受入れを行います。</p> <p><u>避難所では災害情報の提供を行いますが、食料等の生活必需物資に関しては、災害発生が予見可能な事前の避難行動であることから、原則として自己備蓄を持参することとします。なお、災害発生後の状況によっては公的支援が迅速に行き届かないことも想定されるため、避難者自身が7日分以上の飲料水、食料及び生活必需物資等を持参することが望まれます。</u></p> <p><u>避難所生活が長期化するなど、状況に応じて避難生活に必要な食料・救援物資等の配布を行います。</u></p> <p>1 避難所の開設</p> <p>(1) 警戒レベルを踏まえた避難所開設の考え方</p> <p><u>市は、避難所の開設にあたり、次のような考え方で避難所を順次開設し、避難者の安全を確保します。</u></p> <p>ア 市は、気象情報などから市内で発生する恐れのある最悪の災害事態を予測し、それを踏まえ浸水想定区域や土砂災害警戒区域等における想定避難者数などを想定し、それに応じ必要な避難所を浸水想定区域外等の災害リスクの低い地域に開設します。各避難所の開設は、原則として「高齢者等避難」及び「避難指示」の発令に連動して開設します。</p> <p><u>その際、自主避難者の便宜を図るため、「高齢者等避難」や「避難指示」など避難情報の発令に先立ち、一部の避難所の開設を検討します。</u></p> <p>イ 市は災害発生が予測される区域内の居住者の「逃げ遅れゼロ」を目指し、様々な情報提供や働きかけを行いますが、様々な事情から立ち退き避難の機を失した居住者の緊急安全確保を図るため、災害リスクのある区域にある避難所を緊急避難場所として開設します。</p> <p>(2) 避難所</p> <p>避難所は公立小・中学校32校<u>及び2次避難所等</u>とし、災害の状況、規模等に応じて指定した避難所を開設します。</p> <p>(削除)</p>	<p>第4 避難所の開設・運営 総括・情報班、避難所対策班、教育部、配備職員、 自主防災組織</p> <p>市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、施設の安全性を確認の上、公立小・中学校を避難所として開設し、避難者の居住地に関わらず適切に被災者の受入れを行います。避難所においては、避難生活に必要な食料・救援物資等の配布並びに災害情報等の提供を行いますが、災害の状況によっては公的支援が迅速に行き届かないことも想定されます。そのため、避難者自身が7日分以上の飲料水、食料及び生活必需物資等を持参することが望まれます。</p> <p>1 避難所の開設</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 避難所</p> <p>ア 避難所は公立小・中学校32校とし、災害の状況、規模等に応じて指定した避難所を開設します。</p> <p>イ 公立小・中学校のみで避難者の収容が困難なときは、2次避難所等を開</p>

新	旧
<p>(3) 避難所収容対象者 (略)</p> <p>(4) 避難所の開設 (略)</p> <p>(5) 県への報告 (略)</p> <p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所運営委員会 避難所においては、その運営を円滑に行うための避難所運営委員会を立ち上げます。なお、避難所運営委員会の立ち上げに際しては、地域全体で避難者を支えることができるよう、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する防災リーダーなどの地域の人材に対して協力を求めつつ、自主防災組織や避難者を中心に構成し、配備職員や学校職員等はその運営を補佐します。 避難所運営委員会は、避難所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持、避難者の収容及び救援対策が安全かつ適切に行われるよう努めます。 (略)</p> <p>第4 指定避難所以外の公共施設の措置 避難所対策班、施設管理者 避難所（公立小・中学校）以外の公共施設（青少年会館・図書館等）では、施設や来館者等の安全確保、負傷者への適切な処置、安全な場所又は避難所への誘導を行います。 (略)</p> <p>第5 他市町村への避難 総括・情報班 (略)</p> <p>第6 要配慮者及び避難行動要支援者支援対策 避難所対策班、要配慮者対策班、文化スポーツ部、福祉部、こども育成部、保健所部、消防部、茅ヶ崎警察署 (略)</p>	<p>設します。</p> <p>(ア) 避難所として受入れが可能な公共施設 (イ) 県立高等学校及び養護学校 (ウ) 協定を締結している私立学校 (エ) 協定を締結している企業等 (オ) 協定を締結している社会福祉施設</p> <p>(2) 避難所収容対象者 (略)</p> <p>(3) 避難所の開設 (略)</p> <p>(4) 県への報告 (略)</p> <p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所運営委員会 避難所においては、その運営を円滑に行うための避難所運営委員会を立ち上げます。なお、避難所運営委員会は、自主防災組織や避難者を中心に構成し、配備職員や学校職員等はその運営を補佐します。 避難所運営委員会は、避難所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持、避難者の収容及び救援対策が安全かつ適切に行われるよう努めます。</p> <p>(略)</p> <p>第5 指定避難所以外の公共施設の措置 避難所対策班、施設管理者 <u>早期避難所</u>や避難所（公立小・中学校）以外の公共施設（青少年会館・図書館等）では、施設や来館者等の安全確保、負傷者への適切な処置、安全な場所又は避難所への誘導を行います。 (略)</p> <p>第6 他市町村への避難 総括・情報班 (略)</p> <p>第7 要配慮者及び避難行動要支援者支援対策 要配慮者対策班、文化生涯学習部、福祉部、こども育成部、保健所部、消防部、茅ヶ崎警察署 (略)</p>

新	旧
<p>2 避難所における要配慮者に対する支援</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 市は、災害発生時に、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における災害時要配慮者の生活機能の低下の防止や安定的な日常生活への移行等の必要な支援を行うことができるよう、適宜、県に対してDWAT (Disaster Welfare Assistance Team: 災害派遣福祉チーム) の派遣を要請するなどの措置を実施します。なお、DWATの活動については次のとおりです。</p> <p>ア 要配慮者のスクリーニング及び福祉避難所等への移送検討 イ 要配慮者の心身の状態の把握や日常生活上の支援 ウ 一般避難所等内の環境整備 エ 神奈川DWAT本部等への連絡調整</p> <p>(略)</p> <p>第7 男女共同参画の視点に配慮した生活環境の確保 避難所対策班、配備職員</p> <p>(略)</p> <p>第8 在宅避難者、避難所外避難者への対応 避難所対策班、保健所部</p> <p>(略)</p> <p>第9 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 被災者生活再建対策班、福祉部、都市部、建設部</p> <p>(略)</p>	<p>2 避難所における要配慮者に対する支援</p> <p>(1) 略 (2) 略 (新設)</p> <p>(略)</p> <p>第8 男女共同参画の視点に配慮した生活環境の確保 避難所対策班、配備職員</p> <p>(略)</p> <p>第9 在宅避難者、避難所外避難者への対応 避難所対策班、保健所部</p> <p>(略)</p> <p>第10 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 被災者生活再建対策班、福祉部、都市部、建設部</p> <p>(略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第5節 救助・救急</p> <p>(略)</p> <p>救急活動にあたっては、災害の規模や状況によりトリアージを実施し、緊急度・重症度の高い傷病者を優先的に処置・搬送します。</p> <p>第1 消防活動 消防部、消防団</p> <p>(略)</p> <p>1 消防活動の目的</p> <p>(1) 救助活動</p>	<p>P 153</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第5節 救助・救急</p> <p>(略)</p> <p>救急活動にあたっては、災害の規模や状況によりトリアージを実施し、緊急度・重要度の高い傷病者を優先的に処置・搬送します。</p> <p>第1 消防活動 消防部、消防団</p> <p>(略)</p> <p>1 消防活動の目的</p> <p>(1) 救助活動</p>

新	旧
<p>人命救助を最優先とし、救命措置を必要とする<u>重症者</u>を優先します。</p> <p>(2) 救急活動 災害の規模や状況により、トリアージを実施し、緊急度、<u>重症度</u>の高い傷病者を優先的に処置及び搬送します。</p> <p>2 略</p> <p>3 活動体制 (1) 消防部隊の措置 ア 略 イ 略 ウ 消防隊、救急隊、救助隊等は、<u>指令情報課</u>の指示により通信設備の機能試験を行い、通信連絡体制の確立にあたります。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>	<p>人命救助を最優先とし、救命措置を必要とする<u>重傷者</u>を優先します。</p> <p>(2) 救急活動 災害の規模や状況により、トリアージを実施し、緊急度、<u>重要度</u>の高い傷病者を優先的に処置及び搬送します。</p> <p>2 略</p> <p>3 活動体制 (1) 消防部隊の措置 ア 略 イ 略 ウ 消防隊、救急隊、救助隊等は、<u>通信指令室</u>の指示により通信設備の機能試験を行い、通信連絡体制の確立にあたります。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>
<p>第2 各主体における役割 総括・情報班、消防部、消防団、自衛隊、自主防災組織</p> <p>1 市 (1) 略 (2) 略 (3) 市は、災害発生時に傷病者の緊急度や<u>重症度</u>に応じた適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定します。 (略)</p>	<p>第2 各主体における役割 総括・情報班、消防部、消防団、自衛隊、自主防災組織</p> <p>1 市 (1) 略 (2) 略 (3) 市は、災害発生時に傷病者の緊急度や<u>重傷度</u>に応じた適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定します。 (略)</p>
<p>第3 要救助者の捜索 消防部、消防団、茅ヶ崎警察署、自衛隊</p> <p>市は、要救助者の捜索に関しては、自衛隊、警察及び防災関係機関の協力のもと、救出区域の分担や情報の共有化を図り、効果的な活動を行います。<u>また、市は要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行います。</u>なお、要救助者の捜索において、遺体を発見したときには<u>遺体収容施設へ搬送し、検死・調査等のため</u>、警察に引き渡します。</p>	<p>第3 要救助者の捜索 消防部、消防団、茅ヶ崎警察署、自衛隊</p> <p>市は、要救助者の捜索に関しては、自衛隊、警察及び防災関係機関の協力のもと、救出区域の分担や情報の共有化を図り、効果的な活動を行います。なお、要救助者の捜索において、遺体を発見したときには、警察に引き渡します。</p>
P 1 5 5	

新	旧
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第6節 医療救護・保健活動 (略)</p> <p>第4 医療救護活動 救援物資対策班、保健医療対策班、保健所部、市保健師(保健師班)、医療関係団体、医療機関、薬品会社、消防部 (略)</p> <p>1 医療救護活動体制</p> <p>災害状況に応じて、医療救護所開設場所の選定や、医療関係団体への要員の派遣要請を実施します。</p> <p>また、市内の医療機関の被災状況、診療状況を把握し、被災者や医療機関、医療救護所に情報提供するとともに、医療機関や医療救護所の医療救護活動を支援します。</p> <p>また、市ののみでは医療救護活動の実施が困難であると市長が判断したときは、県知事に対し、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議を通じて、保健医療活動チームの派遣要請を行います。</p> <p>市は、大規模災害が発生した場合、医療救護班を必要に応じて編成し、医療救護所へ派遣します。</p> <p>医療救護班は、保健医療対策班の指揮のもと、医療救護活動を実施します。</p> <p>(次ページ)</p>	<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第6節 医療救護・保健活動 (略)</p> <p>第4 医療救護活動 救援物資対策班、保健医療対策班、保健所部、市保健師(保健師班)、医療関係団体、医療機関、薬品会社、消防部 (略)</p> <p>1 医療救護活動体制</p> <p><u>(1) 保健医療対策班</u></p> <p>災害状況に応じて、医療救護所開設場所の選定や、医療関係団体への要員の派遣要請を実施します。</p> <p>また、市内の医療機関の被災状況、診療状況を把握し、被災者や医療機関、医療救護所に情報提供するとともに、医療機関や医療救護所の医療救護活動を支援します。</p> <p>また、市ののみでは医療救護活動の実施が困難であると市長が判断したときは、県知事に対し、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議を通じて、保健医療活動チームの派遣要請を行います。</p> <p style="color: red;">(記載場所の変更)</p> <p>(次ページ)</p>

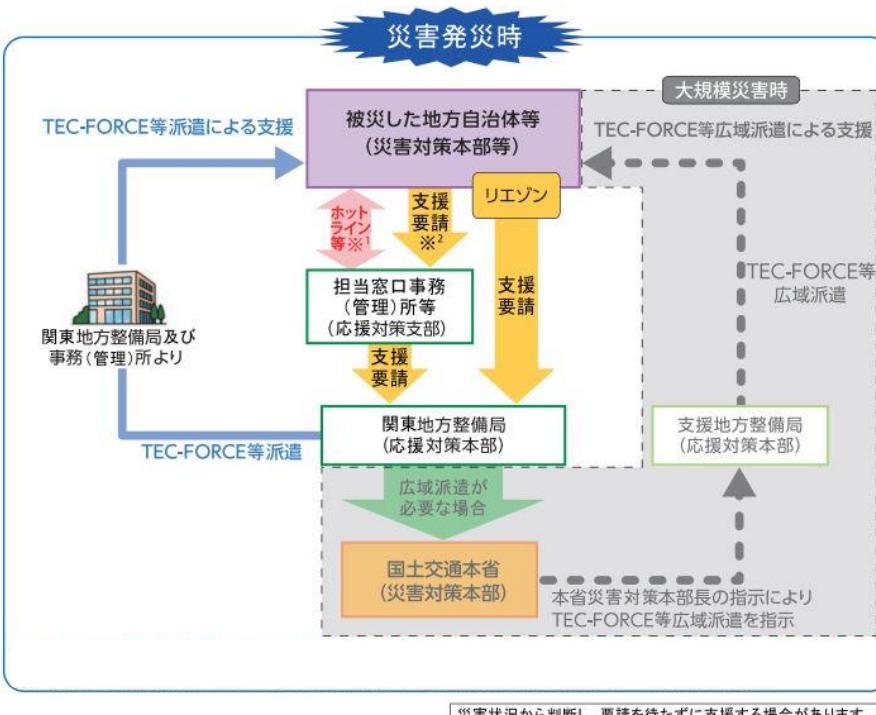
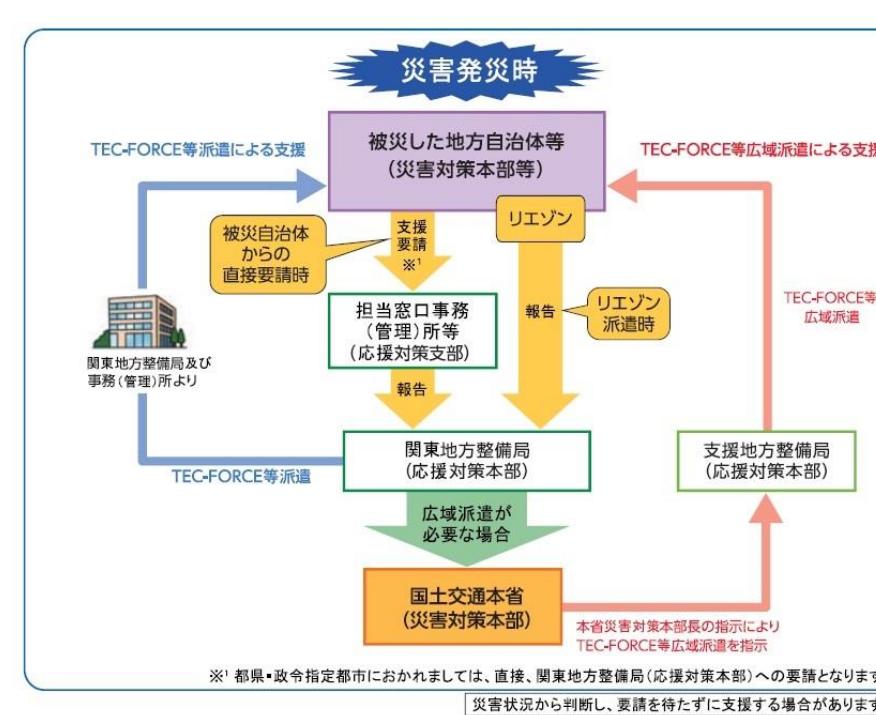


新	旧
<p>ア 搬送の方法 重傷病者の後方医療機関等への搬送は、原則として消防部が行います。ただし、消防部の搬送が困難なときは、<u>保健所部</u>がその対策を講じます。 (略) (2) 妊産婦等の搬送 医療救護班は、助産への対応要請があった場合は、妊産婦や新生児の状況に応じて、<u>茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議を通じて</u>、市内の受入れ可能な助産施設や中核病院である市立病院、基幹病院である東海大学医学部付属病院に搬送する手配をします。 (略)</p>	<p>ア 搬送の方法 重傷病者の後方医療機関等への搬送は、原則として消防部が行います。ただし、消防部の搬送が困難なときは、<u>保健医療対策班</u>がその対策を講じます。 (略) (2) 妊産婦等の搬送 医療救護班は、助産への対応要請があった場合は、<u>保健医療対策班と連携し</u>、妊産婦や新生児の状況に応じて、市内の受入れ可能な助産施設や中核病院である市立病院、基幹病院である東海大学医学部附属病院に搬送する手配をします。 (略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動 (略) 第4 県への食料及び生活必需物資等の供給要請 総括・情報班、救援物資対策班、関東農政局</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 災害救助法適用時の供給要請 (略) なお、農林水産省所管の政府所有食料の供給に関しては、県に供給を要請することとし、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀等の引取りに関する県の指示を受けることができない場合には、直接、農林水産省（<u>農産局農産政策部</u>貿易業務課）に要請することとします。 <p>第5 食料及び生活必需物資等の集積と配分 救援物資対策班、避難所対策班、 経済部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 物資拠点 <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>茅ヶ崎公園野球場</u> (2) (株) 茅ヶ崎青果地方卸売市場 (3) 柳島スポーツ公園 	<p>P 166 第5章 災害時の応急対策活動 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動 (略) 第4 県への食料及び生活必需物資等の供給要請 総括・情報班、<u>広域連携班</u>、 救援物資対策班、関東農政局</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 災害救助法適用時の供給要請 (略) なお、農林水産省所管の政府所有食料の供給に関しては、県に供給を要請することとし、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀等の引取りに関する県の指示を受けることができない場合には、直接、農林水産省（<u>政策統括官付</u>貿易業務課）に要請することとします。 <p>第5 食料及び生活必需物資等の集積と配分 救援物資対策班、避難所対策班、 経済部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 物資拠点 <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>総合体育館</u> (2) (株) 茅ヶ崎青果地方卸売市場 (3) <u>茅ヶ崎公園野球場</u>

新	旧
<p>(4) 茅ヶ崎市北部地区防災備蓄倉庫 (5) その他被災状況に応じ指定した場所 (略)</p>	<p>(4) 柳島スポーツ公園 (5) 茅ヶ崎市北部地区防災備蓄倉庫 (6) その他被災状況に応じ指定した場所 (略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 (略)</p> <p>第7 緊急通行車両の取扱い 経営総務部、各部</p> <p>1 緊急通行車両の確認 <u>災害対策基本法施行令第33条の規定に基づき、災害が発生し、又は発生しようとしている時より前において、災害対策に車両を使用する必要が生じたときは、平常時に交付を受けた標章を掲示するとともに、緊急通行車両確認証明書を車両に備えておくこととします。</u></p> <p>2 緊急通行車両の追加交付申請 <u>市は、平常時に標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるよう努めますが、災害の状況等に応じて、交付済車両以外の新たに災害対策に必要となった車両については、神奈川県警察本部等に交付申請を行います。</u></p> <p>(1) 緊急通行車両の種類 緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に必要な車両とします。 ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告、指示 イ 消防、水防その他の応急措置 ウ 被災者の救援、救助その他の保護 エ 施設及び設備の応急復旧 オ 清掃、防疫その他の保健衛生 カ 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持 キ 緊急輸送の確保 ク 応急教育の実施 ケ その他災害の発生の防御又が拡大防止のための措置</p>	<p>P 1 7 3</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動 第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 (略)</p> <p>第7 緊急通行車両の確認手続き 財務部</p> <p>1 緊急通行車両（確認対象車両） 緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に必要な車両とします。 (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告、指示 (2) 消防、水防その他の応急措置 (3) 被災者の救援、救助その他の保護 (4) 施設及び設備の応急復旧 (5) 清掃、防疫その他の保健衛生 (6) 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持 (7) 緊急輸送の確保 (8) 応急教育の実施 (9) その他災害の発生の防御又が拡大防止のための措置</p> <p>2 緊急通行車両の確認 災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する標章及び証明書の交付事務手続きは、次にあります。 (1) 交付手続き 災害が発生し、災害対策に車両を使用する必要が生じたときは、上記の事前届出済の車両については、直ちに市が事前届出済証を警察署等に提出し、標章の交付を受け、各該当車両に掲示するものとします。 市は、災害発生後、確認対象車両以外の新たに災害対策に必要となった車</p>

新	旧
<p>(2) 交付手続き及び掲示等 <u>災害対策に車両を使用する必要が生じたときは、緊急通行車両確認申出書を神奈川県警察本部等に提出し、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受け、標章を掲示するとともに、緊急通行車両確認証明書を車両に備えておくこととします。</u></p>	<p>両については、県公安委員会に交付申請を行います。</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第13節 ライフライン等の応急復旧活動 (略) 第3 電力施設 東京電力パワーグリッド(株)平塚支社 (略)</p> <p>5 広報 感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧予定について、必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や<u>インターネット</u>、広報車等を通じて広報します。</p> <p>第4 都市ガス施設 東京ガスネットワーク（株） <u>東京ガスネットワーク（株）</u>は、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、施設の機能確保、ガスの遮断装置の設置、非常設備の整備、供給停止地域を最小限に抑えるための供給エリアのブロック分け等、各種事前対策を講じ、災害時に迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めています。</p> <p>1 非常体制の設置 <u>災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合に対処するための非常体制を設置します。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 災害時における広報</p> <p>(1) 略 (2) 広報の方法 <u>広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知します。また、地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図ります。</u></p>	<p>P 177 第5章 災害時の応急対策活動 第13節 ライフライン等の応急復旧活動 (略) 第3 電力施設 東京電力パワーグリッド(株)平塚支社 (略)</p> <p>5 広報 感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧予定について、必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や広報車等を通じて広報します。</p> <p>第4 都市ガス施設 東京ガスグループ <u>東京ガスグループ</u>は、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、施設の機能確保、ガスの遮断装置の設置、非常設備の整備、供給停止地域を最小限に抑えるための供給エリアのブロック分け等、各種事前対策を工事、災害時に迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めています。</p> <p>1 体制の確立 <u>災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、非常体制を整えます。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 災害時における広報</p> <p>(1) 略 (2) 広報の方法 <u>地方自治体等の関係機関と連携しながら、ガス施設の被害状況、復旧予定等テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知します。</u></p>

新	旧
<p>ガスの供給停止地域や復旧状況等の最新情報は、東京ガスグループホームページの「復旧マイマップ」で周知します。</p>	<p>ガスの供給・復旧状況等については、東京ガスグループホームページの「復旧マイマップ」で周知します。</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第15節 広域応援・受援活動 (略) 第2 職員の派遣要請 総括・情報班、経営総務部 (略)</p> <p>3 応急対策職員派遣制度に基づく職員の派遣 (略)</p> <p>(1) <u>総括支援チーム</u>の派遣</p> <p>総括支援チームは、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員ニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援することを役割としています。</p> <p>災害マネジメントの対象業務は多岐にわたることから、総括支援チームは、災害マネジメント総括支援員と、それをサポートする災害マネジメント支援員で構成され、災害の規模や派遣の時期等に応じて柔軟にチームを編成することができるとされています。</p> <p>(2) 対口支援チームの派遣</p> <p>避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援するため、被災市区町村ごとに原則として1対1で割り当てられた都道府県又は指定都市（以下、「対口支援団体」という。）が応援職員を派遣します。対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村の応援職員に関するニーズ等を把握しながら、それを踏まえた応援職員の派遣等の支援を継続的に行うこととなっています。</p> <p>(3) 追加の対口支援団体の派遣</p> <p>当初の対口支援団体による応援職員の派遣だけでは対口支援を行う被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災市区町村に追加の対口支援団体による応援職員の派遣が行われます。</p>	<p>P 1 8 5</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動 第15節 広域応援・受援活動 (略) 第2 職員の派遣要請 総括・情報班、広域連携班、総務部 (略)</p> <p>3 応急対策職員派遣制度に基づく職員の派遣</p> <p>(1) <u>災害対応業務の応援職員の派遣</u></p> <p>避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援するため、被災市区町村ごとに原則として1対1で割り当てられた都道府県又は指定都市（以下、「対口支援団体」という。）が応援職員を派遣します。対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村の応援職員に関するニーズ等を把握しながら、それを踏まえた応援職員の派遣等の支援を継続的に行うこととなっています。</p> <p>(2) <u>災害マネジメント総括支援員の派遣</u></p> <p>災害マネジメント総括支援員は、総務省が平時において地方公共団体からの推薦を受けて登録された者で、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援することを役割としています。</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>第9 緊急災害対策派遣隊、情報連絡員の要請及び受入れ 総括・情報班、京浜河川事務所、横浜国道事務所</p> <p>(略)</p>  <pre> graph TD A[被災した地方自治体等 (災害対策本部等)] -- "ホットライン等※1" --> B[担当窓口事務 (管理)所等 (応援対策部)] B -- "支援要請※2" --> C[TEC-FORCE等 派遣] C -- "リエゾン" --> D[TEC-FORCE等 広域派遣による支援] D -- "支援要請" --> E[関東地方整備局 (応援対策本部)] E -- "支援要請" --> F[支援地方整備局 (応援対策本部)] F -- "広域派遣が必要な場合" --> G[国土交通本省 (災害対策本部)] G -- "本省災害対策本部長の指示により TEC-FORCE等広域派遣を指示" --> H[TEC-FORCE等 広域派遣] H -- "TEC-FORCE等派遣" --> I[関東地方整備局 (管理)所より] I -- "TEC-FORCE等派遣" --> C I -- "TEC-FORCE等派遣" --> J[被災自治体 からの直接要請時] J -- "支援要請※1" --> B B -- "支援要請" --> E E -- "報告" --> F F -- "広域派遣が必要な場合" --> G G -- "本省災害対策本部長の指示により TEC-FORCE等広域派遣を指示" --> H </pre> <p>※1：災害発生時、またはそのおそれがある場合は担当窓口事務（管理）所から地方自治体等へ支援要請の確認をします。</p> <p>※2：都県・政令都市においては直接、関東地方整備局（応援対策本部）への要請となります。</p> <p>※3：市は、国の担当窓口との連絡調整について、県に対して適宜実績報告等の情報提供を実施します。</p>	<p>(略)</p> <p>第9 緊急災害対策派遣隊、情報連絡員の要請及び受入れ 総括・情報班、京浜河川事務所、横浜国道事務所</p> <p>(略)</p>  <pre> graph TD A[被災した地方自治体等 (災害対策本部等)] -- "ホットライン等※1" --> B[担当窓口事務 (管理)所等 (応援対策部)] B -- "支援要請※2" --> C[TEC-FORCE等 派遣] C -- "リエゾン" --> D[TEC-FORCE等 広域派遣による支援] D -- "支援要請" --> E[関東地方整備局 (応援対策本部)] E -- "支援要請" --> F[支援地方整備局 (応援対策本部)] F -- "広域派遣が必要な場合" --> G[国土交通本省 (災害対策本部)] G -- "本省災害対策本部長の指示により TEC-FORCE等広域派遣を指示" --> H[TEC-FORCE等 広域派遣] H -- "TEC-FORCE等広域派遣" --> I[TEC-FORCE等 広域派遣] I -- "TEC-FORCE等広域派遣" --> C I -- "TEC-FORCE等広域派遣" --> J[被災自治体 からの直接要請時] J -- "支援要請※1" --> B B -- "支援要請" --> E E -- "報告" --> F F -- "広域派遣が必要な場合" --> G G -- "本省災害対策本部長の指示により TEC-FORCE等広域派遣を指示" --> H </pre> <p>※1：都県・政令指定都市におかれましては、直接、関東地方整備局（応援対策本部）への要請となります。</p> <p>※2：災害状況から判断し、要請を待たずに支援する場合があります。</p>

新	旧
<p>緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）の災害規模に応じた支援の仕組み (出典 国土交通省資料より抜粋) (略)</p>	<p>緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）の災害規模に応じた支援の仕組み (出典 国土交通省資料より抜粋) (略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第16節 ボランティア活動 (略)</p> <p>第6 関係者による情報共有会議の開催 統括調整部、市社会福祉協議会</p> <p>市及び社会福祉協議会は、地域で活動するN P O・ボランティア（<u>災害中間支援組織を含む</u>）等と、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する</u>場を設け、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有</u>し、団体間で連携のとれた支援活動を展開するよう努めます。</p>	<p>P 1 9 0</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動 第16節 ボランティア活動 (略)</p> <p>第6 関係者による情報共有会議の開催 統括調整部、市社会福祉協議会</p> <p>市及び社会福祉協議会は、地域で活動するN P O・ボランティア（中間支援組織を含む）等と、情報を共有する場を設け、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、団体間で連携のとれた支援活動を展開するよう努めます。</p>
<p>第6章 復旧・復興対策 第1節 復興体制の整備 (略)</p> <p>第2 人的資源の確保 経営総務部</p> <p>(略)</p> <p>1 派遣職員の受入れ 不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、<u>復旧・復興支援技術職員</u>派遣制度、協定等に基づき、職員の派遣、又はあっ旋の要請を行い、職員を受け入れます。</p>	<p>P 1 9 7</p> <p>第6章 復旧・復興対策 第1節 復興体制の整備 (略)</p> <p>第2 人的資源の確保 総務部</p> <p>(略)</p> <p>1 派遣職員の受入れ 不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、<u>応急対策職員</u>派遣制度、協定等に基づき、職員の派遣、又はあっ旋の要請を行い、職員を受け入れます。</p>
<p>第6章 復旧・復興対策 第2節 被災状況の調査 (略)</p> <p>第2 罹災証明書等の交付 市民部、消防部</p> <p>(略)</p>	<p>P 1 9 9</p> <p>第6章 復旧・復興対策 第2節 被災状況の調査 (略)</p> <p>第2 罹災証明書等の交付 財務部、消防部</p> <p>(略)</p>

新						旧								
1 証明の範囲 (略) (1) 建物被害 ア 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊 イ 全焼・半焼・部分焼・ぼや (略)						1 証明の範囲 (略) (1) 建物被害 ア 全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊 イ 全焼・半焼・部分焼 (略)								
2 被害の判定基準 被害認定は、内閣府「災害の被害認定基準」等に基づき市が行います。 (1) 地震・水害・風害の場合						2 被害の判定基準 被害認定は、内閣府「災害の被害認定基準」等に基づき市が行います。								
		全壊	半壊		準半壊	一部損壊								
		大規模半壊	中規模半壊	半壊	大規模半壊	中規模半壊								
①損壊基準判定 住家の損壊、流失した部分の床面積の延べ床面積に占める損壊割合		70%以上	50%以上	30%以上	20%以上	10%以上	10%未満							
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合		50%以上	40%以上	30%以上	30%未満	20%未満								
(2) 火災の場合						(新設)								
		全焼	半焼		部分焼	ぼや								
焼損程度 建物の焼き損傷額が火災前の建物の評価額に占める割合		70%以上	20%以上	20%未満	10%未満	でぼやに該当しないもの								
			70%未満	でぼやに該当しないもの	で焼損面積が1m ² 未満、又は収容物のみが焼									

新	旧
(略)	(略)
第6章 復旧・復興対策 第3節 生活再建支援対策 <u>過去の災害では、支援の必要性を訴えることができない方、在宅避難者の増加などにより支援漏れが生じるなどの問題がありました。</u> <u>こうした状況を踏まえ、市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、きめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めます。</u> 第1 災害相談対策 企画政策部、くらし安心部 (略)	P 202 第6章 復旧・復興対策 第3節 生活再建支援対策 (新設) 第1 災害相談対策 企画部、市民安全部 (略)